

様式第3号（第7条関係）

**パブリックコメント募集案件公表書**  
**【案件名：第3次つくば市農業基本計画（案）】**

令和7年（2025年）1月  
つくば市経済部農業政策課

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 案件名  | 第3次つくば市農業基本計画(案)                  |
| 募集期間 | 令和7年(2025年)1月14日～令和7年(2025年)2月13日 |
| 担当課  | 経済部農業政策課                          |
| 問合せ  | TEL 029-883-1111 (内線)6325         |

#### ■ 意見募集の趣旨

当市農業の持続的な発展を実現するための基本指針となる「第2次つくば市農業基本計画(2020年度～2024年度)」の計画期間が満了することから、当市を取り巻く農業環境の変化等を踏まえて当計画を見直し、新たに「第3次つくば市農業基本計画」の策定作業を進めています。

新たな計画の策定にあたり、市民の皆様からの意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

#### ■ 資料

- ・第3次つくば市農業基本計画(案)
- ・第3次つくば市農業基本計画【概要版】(案)

#### ■ 提出方法

- 直接持参
  - ・農業政策課(つくば市役所コミュニティ棟3階)
  - ・各窓口センター
  - ・各地域交流センター
  - ・つくば市民センター
 ※施設閉庁日を除く。

- 郵便
  - 〒305-8555
  - つくば市研究学園一丁目1番地1
  - つくば市経済部農業政策課

- ファクシミリ 029-868-7622

- 電子メール [eco013@city.tsukuba.lg.jp](mailto:eco013@city.tsukuba.lg.jp)

- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、提出してください。

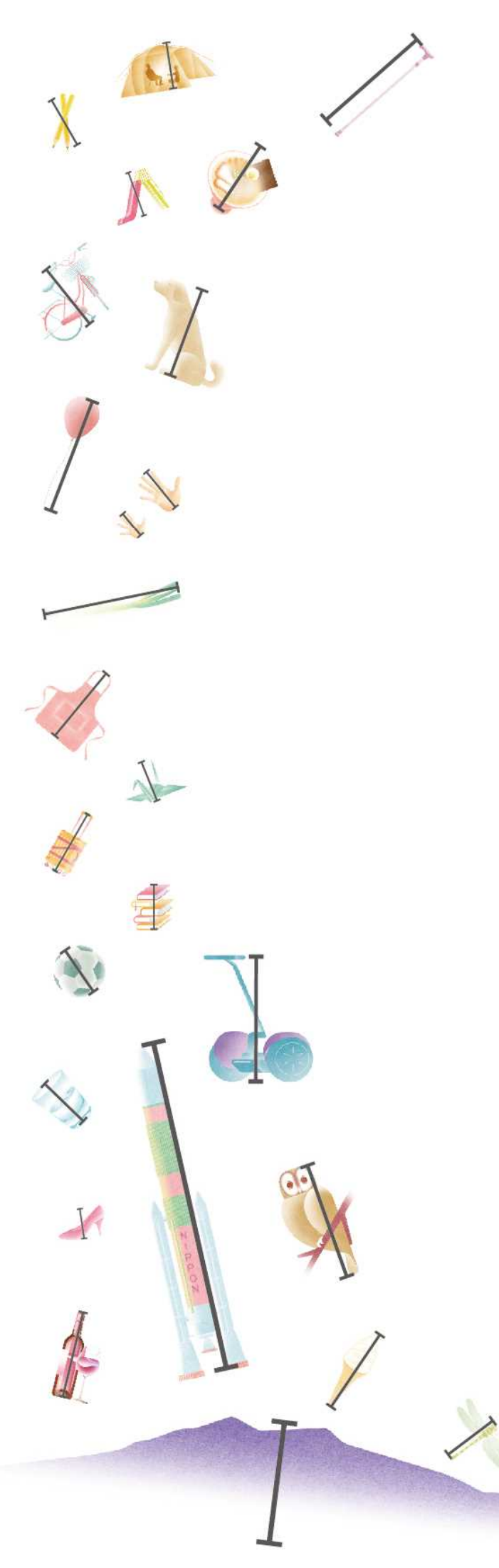
■ 提出された意見の取扱い

- パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、第3次つくば市農業基本計画の最終決定を行います。
- 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。）については、公表しません。
- 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 令和7年（2025年）3月頃を予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、農業政策課、  
情報コーナー（つくば市役所本庁舎1階）、  
各窓口センター、各地域交流センター、つくば市民センター



# 第3次 つくば市 農業基本計画 (案)

令和7年(2025年) 月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から

令和16年度(2034年度)まで



## はじめに

（市長挨拶後日挿入予定）

## 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 序章 計画の策定にあたって .....           | 1  |
| 1. 策定の趣旨 .....                | 1  |
| 2. 計画の位置づけ .....              | 1  |
| 3. 計画期間 .....                 | 2  |
| 4. 計画の推進 .....                | 2  |
| 第1章 農業を取り巻く環境 .....           | 4  |
| 1. 食料・農業・農村基本法の改正 .....       | 4  |
| 2. 持続可能な食料システムの確立へ向けた動き ..... | 4  |
| 第2章 つくば市農業の現状と課題 .....        | 6  |
| 1. 担い手 .....                  | 6  |
| 2. 農地 .....                   | 8  |
| 3. 生産・販売 .....                | 10 |
| 4. つくば市農業の課題 .....            | 11 |
| 第3章 つくば市農業の方向性 .....          | 16 |
| 1. 将来像（目指すべき方向） .....         | 16 |
| 2. 基本方針 .....                 | 17 |
| 3. 施策体系 .....                 | 18 |
| 第4章 具体的施策の詳細 .....            | 20 |
| 基本方針1 担い手の確保・育成 .....         | 20 |
| 基本方針2 農地や環境の保全・有効活用 .....     | 25 |
| 基本方針3 市民と農とのつながりの強化 .....     | 28 |
| 資 料 編 .....                   | 31 |
| 1. 策定懇話会委員と策定経過 .....         | 32 |
| 2. 第2次計画の評価 .....             | 34 |
| 3. 市民アンケート調査結果 .....          | 35 |
| 4. 農業者アンケート調査結果 .....         | 43 |
| 5. 用語解説 .....                 | 72 |

## 序章 計画の策定にあたって

### 1. 策定の趣旨

本市においては、令和2年（2020年）12月に第2次つくば市農業基本計画（以下、第2次計画）を策定し、「多様な力がつながり実現する持続可能な農業」を目指すべき姿として、各種施策に取り組んできました。

第2次計画策定後、国の農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法の見直しやみどりの食料システム戦略が策定されるなど、食料安全保障確保、環境と調和のとれた食料システムの構築等の方向性が示されています。

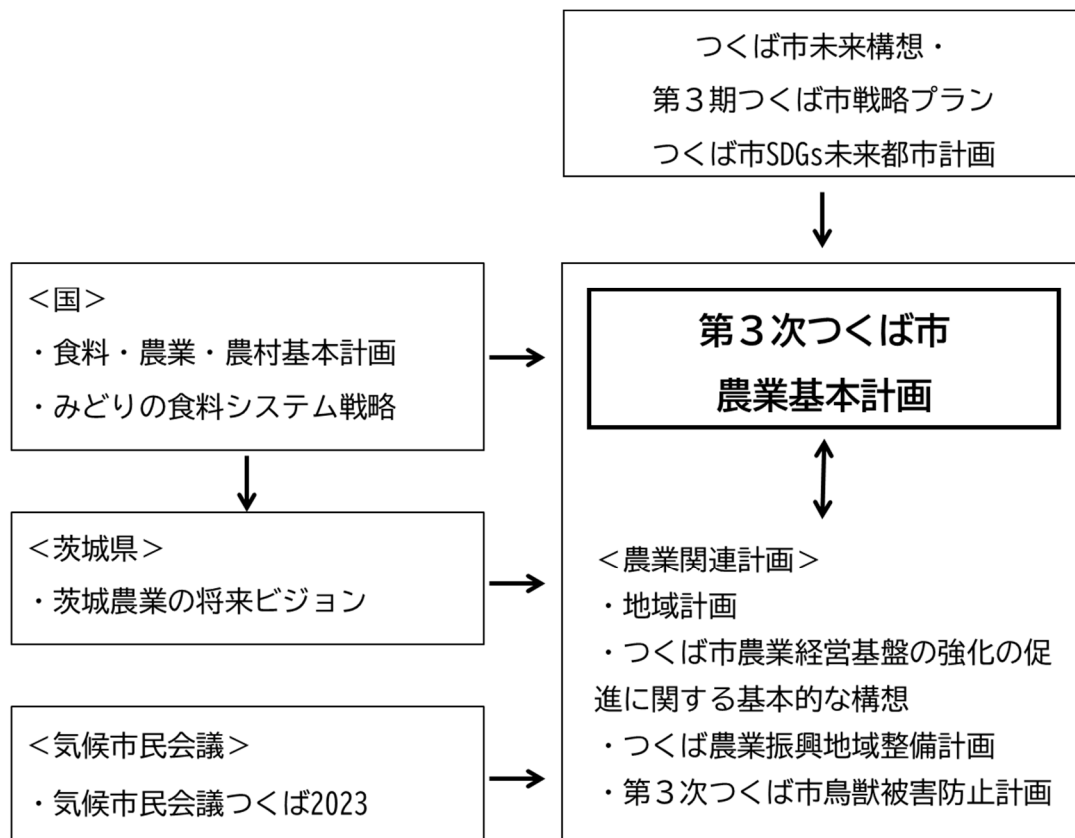
他方、農業の現場においては、農業者の高齢化や減少、遊休農地の増加、生産資材等の高騰など、農業を取り巻く環境は年々厳しさが増しており、非常に難しい局面に立たされています。

このような背景をふまえ、本計画は、本市農業の方向性を示し、将来像の実現に向けて、計画的な農業施策の実行につなげることを目的に策定します。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の今後のまちづくりの指針である「つくば市未来構想・戦略プラン」を上位計画とする農業分野の個別計画として位置づけます。

なお、本計画は、国の食料・農業・農村基本計画やみどりの食料システム戦略、県の茨城農業の将来ビジョン等と整合を図りながら、本市農業の将来像の実現を目指します。





### 3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。なお、計画期間の中間年度にあたる令和11年度（2029年度）に、計画の進捗状況の評価及び中間見直しを実施します。

### 4. 計画の推進

本計画に基づく各種施策を展開するため、市をはじめとした行政機関やＪＡ、農業者のほかに、多くの市民や事業者が協力・連携しながら取り組んでいくことが重要です。各主体に期待される役割は次のとおりです。

#### ① 行政

市は、本計画の趣旨や内容に沿った施策を展開し、計画を着実に実施していく役割を担います。また、県等の行政機関と協力・連携し、行政として一体的に計画を推進していきます。

#### ② 農業関係団体

ＪＡ等は、農業者の技術・経営指導等、農業経営を総合的に支援し、農業者や関係機関、市民等と連携しながら、本計画の実現に主体的に取り組むとともに、多様な側面から農業者をサポートする役割が期待されます。

#### ③ 農業者

農業者は、職業としての農業に魅力を感じ、効率的かつ持続可能な農業経営を行いながら、消費者へ安全・安心な農産物を安定的に供給し、豊かな食生活を支える役割を担うことが期待されます。また、市民との交流の中で、農業や農地の果たす重要な役割を伝えていくことが望まれます。

#### ④ 農地所有者

農地所有者は、地域の貴重な財産である農地を次世代へつなぐ必要性を認識し、市民や行政、農業関係団体等と協力・連携しながら、農地の有効利用と積極的な農地の集積・集約化に取り組む役割が期待されます。

⑤ 市民

市民は、市産農産物を積極的に消費し、地産地消を支えるとともに、農業体験イベントへの参加等を通して農業者との交流や農地・農業への理解を深め、本市農業や農地を支えていく役割が期待されます。

⑥ 農業関係事業者

農産物の加工・流通・販売に関わる事業者は、市産農産物や農産加工品を取り扱う等地産地消に積極的に取り組むとともに、安全・安心な食を安定的に提供し、本市農産物や農産加工品の消費拡大やブランド化に寄与する役割が期待されます。

⑦ 研究機関・大学

研究機関や大学は、農民生産における新技術・新品種開発やその普及促進に努めるとともに、農業者や関係機関、事業者等と連携し、本市農業の持続的発展に協力する役割が期待されます。

## 第1章 農業を取り巻く環境

### 1. 食料・農業・農村基本法の改正

国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的に、国の農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法が平成 11 年（1999 年）に制定されて四半世紀が経過しています。

世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等、農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化していることから、令和 6 年（2024 年）6 月に食料・農業・農村基本法の改正法が施行されました。

「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められました。

### 2. 持続可能な食料システムの確立へ向けた動き

#### （1）環境負荷低減に向けた取組の推進

地球温暖化による気候変動等により、自然災害の多発や猛暑日が増加し、農産物の生育や収穫時期等に影響が出ています。平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、SDGs や環境を重視する動きが加速化する中、国内においては、令和 3 年（2021 年）5 月にみどりの食料システム戦略が策定され、温室効果ガスの排出削減、化学農薬・化学肥料の低減とそれらを推し進めた有機農業の面積拡大が目指す姿として位置付けられました。

県においても、令和 4 年（2022 年）3 月に第 3 期茨城県有機農業推進計画を策定し、有機栽培面積の拡大や有機 JAS 認証取得件数の増加に向けた取組を推進しています。

#### （2）農地集積・集約化による生産性の向上と農地利用の推進

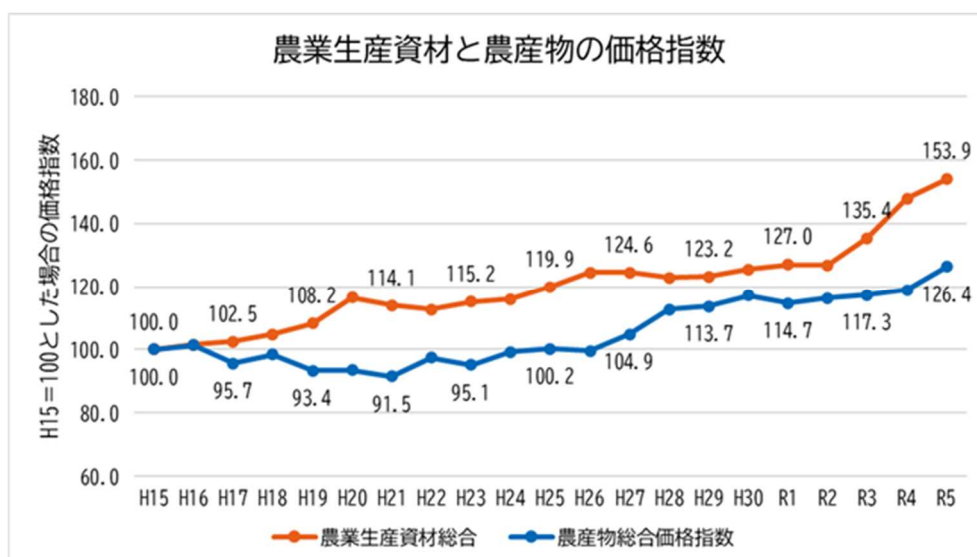
国内において、高齢化や人口減少が深刻化する中で、農業者の減少により遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。こうした問題を解決するため、令和 5 年（2023 年）4 月に地域農業の将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した「地域計画」の策定が法定化され、地域において農地の利用を考え、担い手への農地集積等を進める動きが本格化しています。

農作業がしやすく、手間や時間、生産コストの削減が期待できる農地の集約化等の実現に向け、地域の農地を誰が担っていくのか、地域の農業をどのように維持・発展させていくのかを地域で話し合い、計画を策定します。

### (3)持続可能な農業経営の実現

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や円安の影響を受け、原油や食料とともに農業生産に必要な諸資材の価格が上昇しています。平成15年（2003年）の農業生産資材の価格指数を100とした場合、令和5年（2023年）は153.9となっています。一方で、農産物の価格指数は、126.4となっており、生産資材の価格上昇を農産物価格に十分に転嫁できておらず、農業経営を圧迫する要因となっています。

また、令和6年（2024年）から働き方改革関連法案の1つである時間外労働の上限規制が自動車運転業務にも適用され、物流費の上昇が懸念されるなど、今後も農業の生産・流通・販売に係るコストの上昇が予想されるため、農業者が十分な利益を確保できるよう農地の集約化等による作業効率の改善、物流費の削減に寄与する地産地消の推進、付加価値を生み出す農産物のブランド化などの取組を進めていく必要があります。



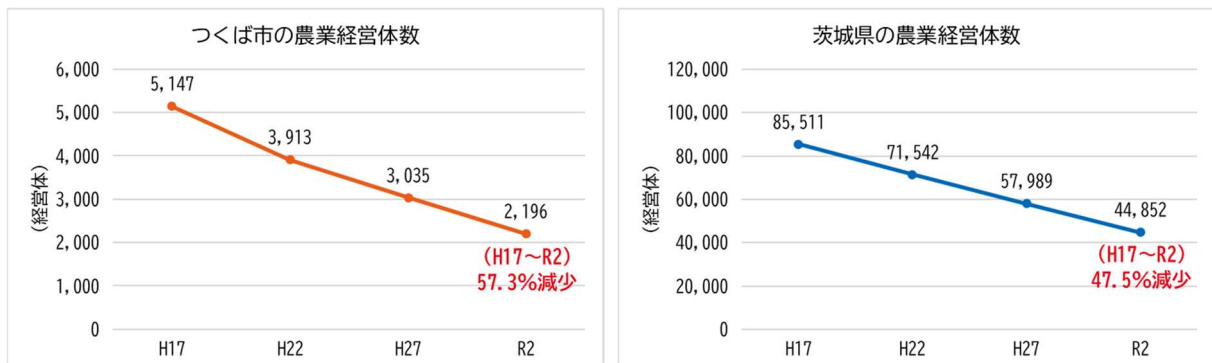
※ 農林水産省「農業物価統計調査」の価格指数を用い作成

## 第2章 つくば市農業の現状と課題

### 1. 担い手

#### (1) 農業経営体数

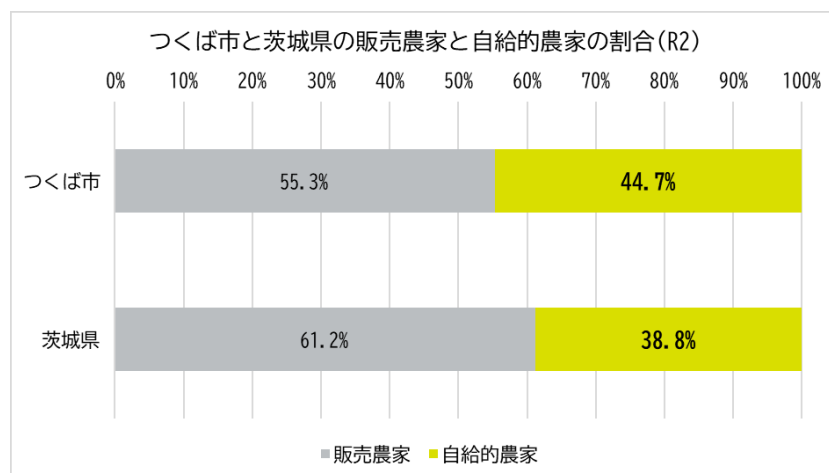
本市の農業経営体数は、全国的な傾向と同様に減少傾向にあります。平成 17 年（2005 年）の 5,147 経営体から 57.3%減少し、令和 2 年（2020 年）は 2,196 経営体となっています。県の減少率は 47.5%となっており、県と比較して市の減少率が 10 ポイント近く高くなっています。



出典：農林水産省「農林業センサス（H17～R2）」

#### (2) 販売農家と自給的農家

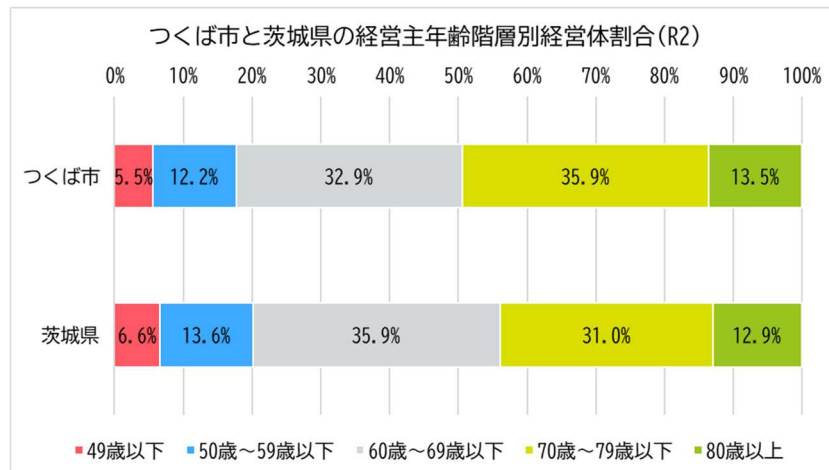
本市の販売農家と自給的農家の割合は、販売農家は 55.3%、自給的農家が 44.7%となっています。県と比較して自給的農家の割合が高くなっています。



出典：農林水産省「農林業センサス(R2)」

### (3)年齢階層別の基幹的農業従事者の割合

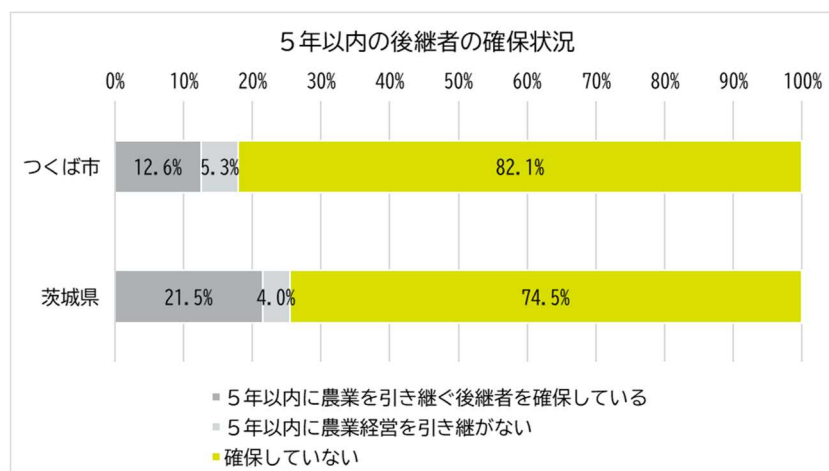
令和2年（2020年）の基幹的農業従事者の年齢階層別割合を見ると、70歳以上が49.4%と半数近くを占めており、県全体の70歳以上の割合43.9%と比較して高くなっています。一方で、49歳以下の割合は、県全体が6.6%である一方、本市は5.5%と若年層の割合が低く、県と比べて農業者の高齢化の傾向が強く表れていると言えます。



出典：農林水産省「農林業センサス(R2)」

### (4)後継者の確保状況

農業を引き継ぐ後継者を確保していない経営体割合が82.1%となっており、県の確保していない経営体割合74.5%と比較して高くなっています。

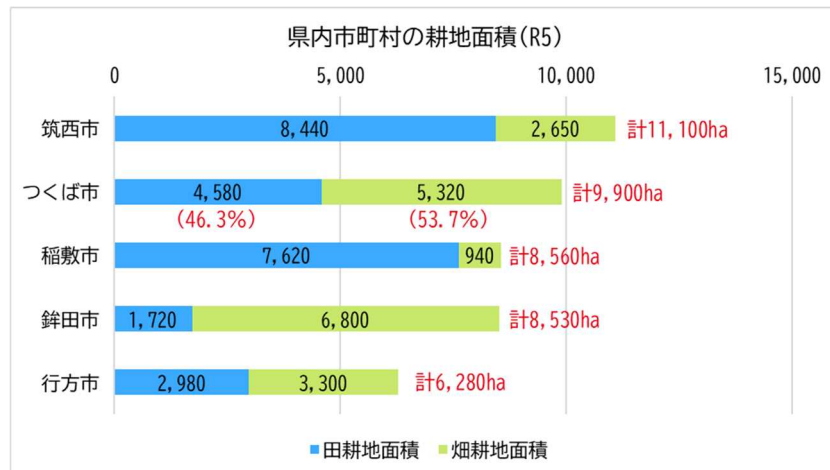


出典：農林水産省「農林業センサス(R2)」

## 2. 農地

### (1) 耕地面積

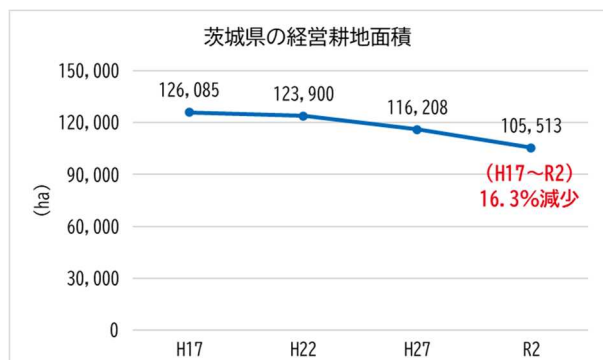
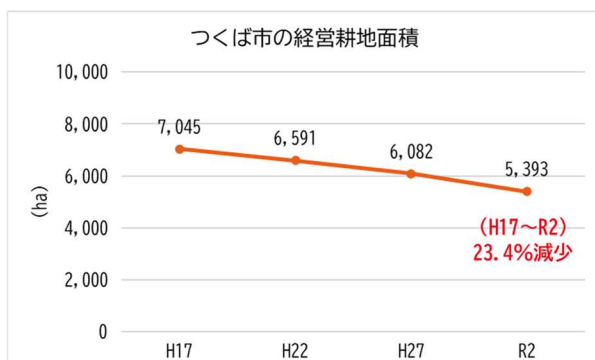
本市は県内で2番目に広い耕地面積を有しています。その内訳は田 4,580ha (46.3%)、畑 5,320ha (53.7%)、計 9,900ha となっており、田畑の耕地面積は同程度となっています。



出典：農林水産省「作物統計調査(R5)」

### (2) 経営耕地面積

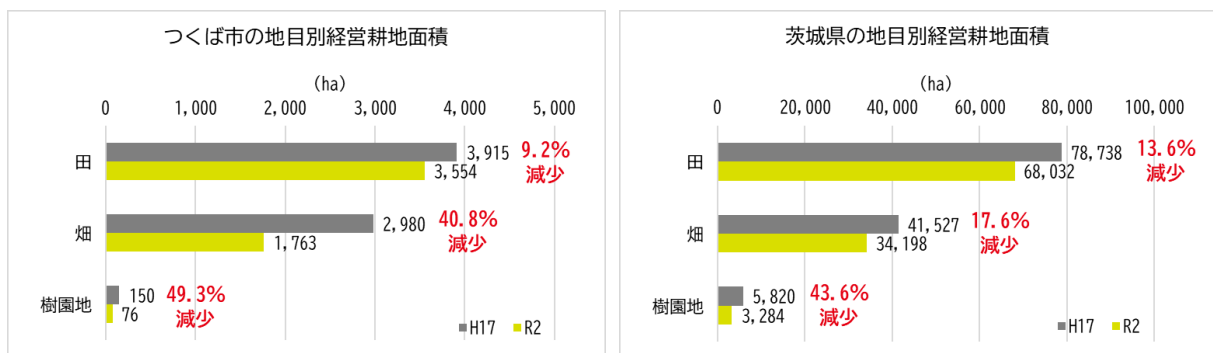
本市の経営耕地面積は、全国的な傾向と同様に減少傾向を示しており、平成 17 年（2005 年）から令和 2 年（2020 年）の 15 年間で 23.4%減少しています。減少率は、県全体の 16.3%と比較して大きくなっています。



出典：農林水産省「農林業センサス(H17~R2)」

### (3)地目別経営耕地面積

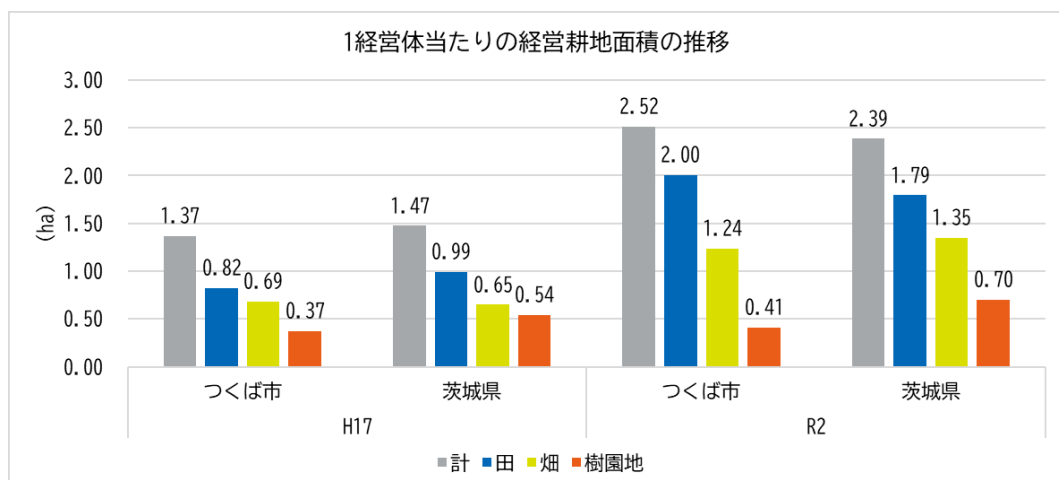
地目別経営耕地面積の減少率は、田が9.2%減少、畑が40.8%減少、樹園地が49.3%減少となっており、県と比較して、畑の減少率が極めて高くなっています。経営耕地面積の減少の要因は、農業経営体が高齢化等により自給的農家へ移行したことに伴い、経営耕地として算定されなかったことが影響していると考えられます。一方、田については、畑・樹園地よりも担い手への農地集積が進み、経営耕地として維持された農地が多くあったことから、減少率が比較的緩やかになっています。



出典：農林水産省「農林業センサス(H17/R2)」

### (4)1 経営体当たりの経営耕地面積

1経営体当たりの経営耕地面積は、平成17年(2005年)から令和2年(2020年)の期間に、田が0.82haから2.00haへ、畑が0.69haから1.24haへ、樹園地が0.37haから0.41haとなっています。県全体と比較して、畑と樹園地の1経営体当たりの経営耕地面積が小さくなっています。



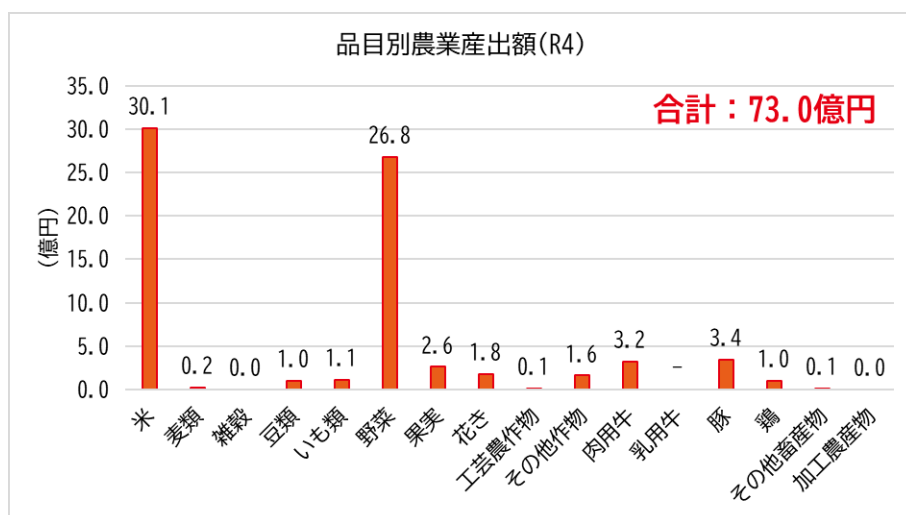
出典：農林水産省「農林業センサス(H17/R2)」



### 3. 生産・販売

#### (1) 農業産出額

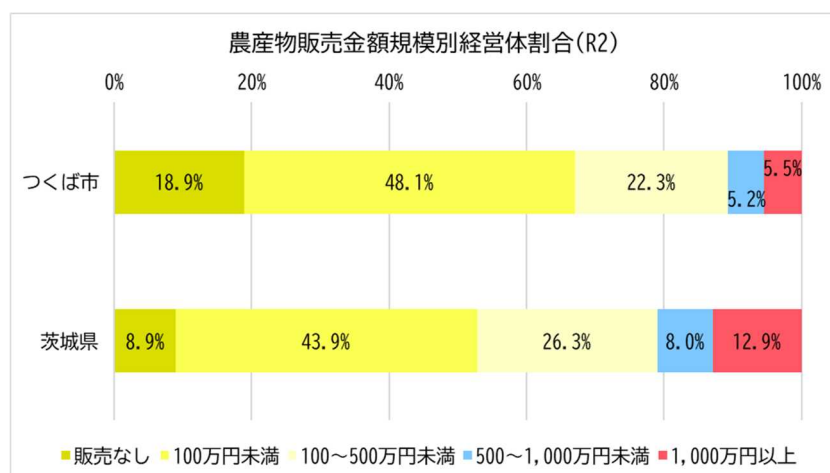
令和4年（2022年）の農業産出額は73億円となっています。米が30.1億円となっており農業産出額の41.2%を占めています。次いで野菜が26.8億円と農業産出額の36.7%を占めており、米と野菜の生産割合の高い地域となっています。



出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）(R4)」

#### (2) 農産物販売規模別経営体の割合

農産物販売規模別経営体の割合は、販売なし 18.9%、100万円未満 48.1%となっており、県と比較して農産物販売規模の小さい農業経営体の割合が高くなっています。1,000万円以上の経営体は5.5%となっており、県全体と比較して2分の1以下の割合となっています。



出典：農林水産省「農林業センサス(R2)」

## 4. つくば市農業の課題

### (1) 担い手の確保・育成に関する課題

本市の農業経営体数は、平成 17 年（2005 年）から令和 2 年（2020 年）の 15 年間で 57.3%減少し、2,196 経営体となりました。また、基幹的農業従事者の年齢階層別の構成を見ると、令和 2 年（2020 年）の 70 歳以上の割合が 49.4%と半数近くを占める一方、49 歳以下は 5.5%と若年層の割合が小さく、農業者の減少及び高齢化の傾向が非常に顕著であることから、「担い手の確保・育成」が急務となっています。

#### ① 担い手の確保・育成

農業者アンケート調査結果において、今後 10 年間に「引き継ぐ後継者がいない」と回答した割合は、認定農業者でも 36.3%となっていますが、認定農業者・新規農業者以外の農業者（以下、「その他市内農業者」という。）では 60.3%と高くなっています。

また、10 年後の経営規模（農地面積）を「縮小したい」、「離農したい」と回答した農業者がその理由に挙げた項目として、「後継者がいない」と回答した割合は、認定農業者 59.1%、その他市内農業者 76.4%と高くなっています。

他方、本市農業振興に必要な取組について、「担い手の確保・育成」と回答した割合は、認定農業者 35.6%、その他市内農業者 39.7%と他の回答と比較して高くなっており、後継者を含む担い手の確保及び育成が課題となっています。

#### ② 農業者の所得の向上

農業者アンケート調査結果において、つくば市が「効率的かつ安定的な農業経営の指標」として目標設定している年間所得の 580 万円未満と回答した割合が、認定農業者は 62.6%となっており、目標値を下回る農業者の割合が高い状況です。また、本市農業振興に必要な支援策として、「農業者の所得向上」と回答した割合は、認定農業者 65.0%、認定新規就農者 91.7%と非常に高く、農業者の所得の向上が喫緊の課題となっています。

#### ③ 農作業の効率化

農業者アンケート調査結果において、10 年後の経営規模（農地面積）の意向を「規模拡大」・「現状維持」と回答した農業者が、それを実現するにあたり必要な取組として挙げた項目として、認定農業者は「農地の集約化」と回答した割合が 49.1%と最も高く、次いで「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」の 48.1%となっています。認定新規就農者については、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」が同率で 70.0%、その他市内農業者では、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化（スマート農業の推進）」と回答した割合が 25.0%と同率で 2 番目に高く、「規模拡大・現状維持」を希望する意欲ある農業者への支援として、農地の集積・集約化を含む農作業の効率化に取り組んでいく必要があります。

## (2) 農地や環境の保全・有効活用に関する課題

より少ない人数で多くの農地を耕作するには、農作業効率が高まるよう地域計画に基づき農地の集積・集約化等を進めるとともに、農地の大区画化等の基盤整備を促進する必要があります。

### ① 農地の大区画化等の基盤整備の促進

農業者アンケート調査において、「耕作放棄地がある」と回答した農業者がその理由として挙げた項目について、「農地の条件が悪く耕作に適さなかったり、農道や用排水などが整備されていないため」と回答した割合が認定農業者 58.8%、認定新規就農者 50.0%、その他市内農業者 35.9%と他の回答と比較していずれも高くなっており、基盤整備等を進め、活用しやすい農地へ転換していく必要があります。

### ② 環境に配慮した農業の推進

国は地球温暖化の深刻化等を背景に、みどりの食料システム戦略により有機農業をはじめとした環境に配慮した農業を推進しており、本市においても環境に配慮した農業に取り組んでいく必要があります。

農業者アンケート調査において、環境に配慮した農業（有機農業、無農薬栽培、減農薬・減化学肥料栽培のいずれか）に取り組んでいると回答した割合は、認定農業者及び認定新規就農者の8割に達しています。一方、環境に配慮した農業に取り組む農業者のうち、今後、慣行栽培に移行したいと回答した農業者及び環境に配慮した農業に取り組んでおらず、今後も取り組む予定がないと回答した農業者が、その理由に挙げた上位2項目は、「労働力が確保できない」、「栽培管理に手間がかかる」となっており、環境に配慮した農業の導入や継続には、手間のかかる栽培管理を担う労働力の確保等を解決するための環境整備が急務となっています。

他方、市民アンケート調査において、「有機農産物を日常的に購入している」、「時々購入している」と回答した割合が合わせて 34.4%となっており、消費者である市民に対し、環境に配慮した農業や農産物の理解を向上させたり、魅力を伝えたりする取組が不十分である状況が浮き彫りとなりました。

環境に配慮した農業の普及のためには、農業者に対しては、労働力の確保や栽培技術の向上、市民に対しては、環境に配慮した農業・農産物に対する価値観の転換を図る等、生産・販売・消費の各側面から環境の整備や意識の醸成を図る必要があります。

### (3)市民と農とのつながりの強化に関する課題

第2次計画【基本方針3 特徴ある地域農業の確立】の、「地産地消の推進」、「農産物の付加価値化」、「市民が積極的に関わる農業の推進」に取り組んだ結果、地産地消店は160店舗（R6.4.1時点）となり目標値を達成しました。一方で、市民アンケート調査の結果、つくば市の地産地消の取組の認知度が低い、地産地消に係る情報媒体の閲覧割合が低い等の課題があり、地産地消に関する市の取組が市民に認知されていないことが浮き彫りになっているため、地産地消を推進していくためには、市民と農とのつながりを強化していく必要があります。

#### ① つくば市農産物の購入促進

市民アンケート調査において、つくば市産農産物の購入頻度は、「日常的に購入している」が33.1%、「時々購入している」が38.0%と多くの回答者がつくば市産農産物を購入しています。しかし、「購入したことがある」が11.7%、「購入したことがない」が1.9%、「分からない・こだわりのない」が14.8%と購入頻度の少ない回答者もいます。その理由は、「つくば市産農産物・生産者にこだわりのないから」が58.7%、「近くに購入できる場所がない・少ないから」が29.8%と回答割合が高くなっています。

つくば市産農産物・生産者に愛着やこだわりが持てるような機会の創出や市内各地にある農産物直売所などの農産物・農産加工品の販売店舗等の情報発信を強化していく必要があります。

#### ② 地産地消の推進

市民アンケート調査において、地産地消推進に対する認識は、「積極的に推進すべき」が42.9%、「推進すべき」が40.4%と多くの回答者が地産地消を推進すべきと回答しており、市民の地産地消に対する意識が非常に高いことが分かりました。

一方、地産地消の推進に必要なことは、「地元の農産物の販売店舗を増やす」が68.3%、「学校給食での使用」が47.5%、「マルシェ等の開催により、地元食材を購入できる機会の提供」が36.9%と回答割合が高くなっています。また、地産地消推進のために市民に提供すべき情報は、「購入できる場所の情報」が66.1%、「つくば市産農産物に関する情報」が53.0%と回答割合が高くなっています。地産地消に高い意識を持つ市民に対し、農産物や販売場所等のほか、市産農産物を使用したメニューやおさけを提供する地産地消店などの情報を効果的に発信するのと併せて、生産者の顔が見える販売イベント等を行うことで、市産農産物や生産者に対して自然と愛着がもてる環境を作り、地産地消の好循環を生み出すことが重要です。

### ③ 情報発信力の強化

市民アンケート調査において、本市の地産地消の取組等について、45.4%の回答者が「あてはまるものがない（知っているものがない）」と回答しており、情報発信を強化していく必要があります。「広報つくば」の閲覧割合は75.7%と高くなっていますが、本市の地産地消推進の総合ウェブサイトである「Farm to Table つくば」を普段から閲覧する回答者割合は0.3%となっており、情報発信力の弱さが課題となっています。

情報発信力の強化のためには、本市の持つ発信媒体を活用して魅力発信をより活発化させるとともに、つくば市産農産物や農業・農産物の魅力の認知度向上を図るため、市民に「農」への愛着や理解を深めてもらえるような、収穫体験等の農業体験機会の提供や販売イベント等の実施により、市民と農のつながりを強化する取組を進める必要があります。

## ～ つくば市の食の情報の発信サイト 「Farm to Table つくば」 ～

つくば市の食の魅力を発信するウェブサイト「Farm to Table つくば -つくばの食の魅力-」を公開しています。つくばの大地からの贈り物である「農産物（Farm）」、農産物を料理して提供する「レストラン（Table）」、つくばならではの物産品やグルメなど、つくばの食を総合的に発信しています。

つくば市 食の情報

<https://tsukuba.ibanavi.net/>

## 第3章 つくば市農業の方向性

### 1. 将来像(目指すべき方向)

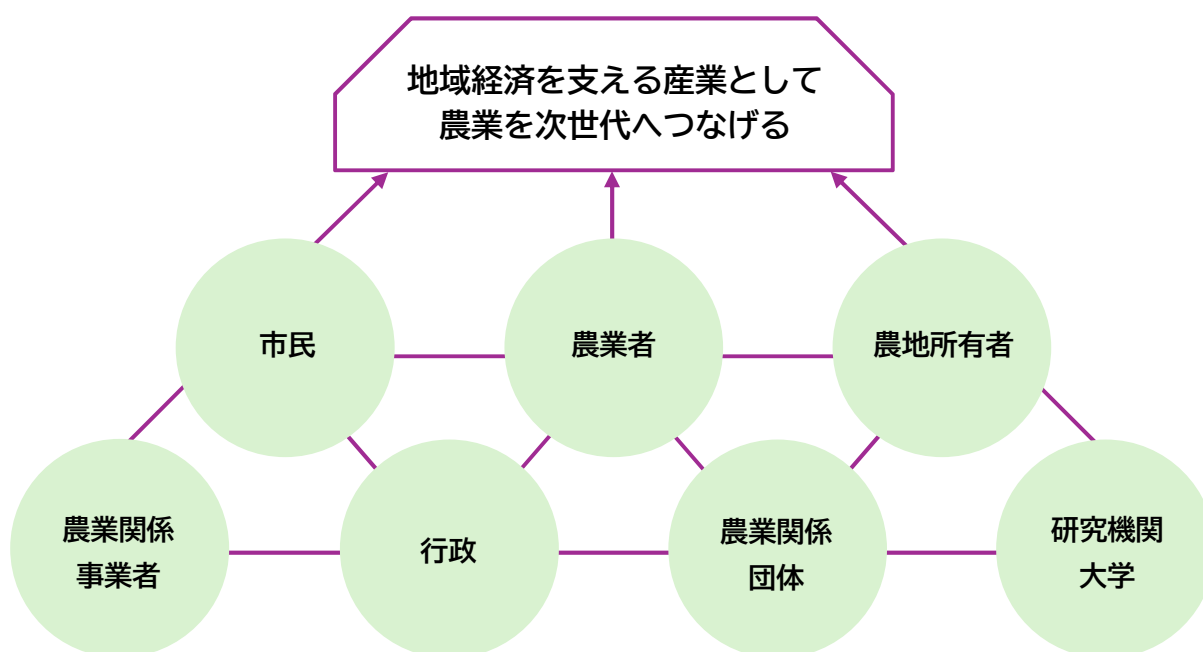
本市は、肥沃で平坦な農地、温暖な気候など、恵まれた農業環境が整っている地域であり、これらの恵まれた環境をいかして、米や野菜、果実、花き、芝、畜産物等の様々な農産物が生産されています。

本市の農業を持続可能で活力ある産業とするために、中核となる担い手が農業をしやすい環境の整備や、収益性の高い農業経営の確立を支援するとともに、環境負荷低減等の取組を推進し、農地の保全に努めていくことが大切です。また、市民一人一人がつくばの農業や農産物の価値を理解し、身近な応援団として、つくばの農業を支えながら次世代へとつないでいくことが重要です。

そこで、本市農業の目指すべき姿を、

## 『 多様な力を結集し次世代へつなぐ農業 』

とし、市民や地域の農業者・農地所有者、農業関係団体、農業関係事業者、研究機関・大学、行政等の多様な主体が本市の農業や農産物の魅力と価値を共有し、高めながら、地域経済を支える産業として次世代へ継承することを目指します。





## 2. 基本方針

将来像の実現に向けて、農業政策の3つの柱となる基本方針を定めます。

### (1)担い手の確保・育成

本市の農業を持続可能で活力ある産業とするため、既存の担い手への効果的な支援に加え、新たな担い手を確保・育成していく必要があります。農地の集積・集約化やスマート農業技術の普及等により農作業の効率性向上を図り、少ない人数で効率的に耕作できるようにしていきます。また、担い手の所得向上や農業経営の課題解決につながる支援を通じて「担い手の確保・育成」に取り組んでいきます。

### (2)農地や環境の保全・有効活用

農業の生産基盤となる農地を次世代に引き継いでいくためには、農地を生産しやすい環境に整えていく必要があります。現代の生産環境に適した農地の整備に加え、みどりの食料システム戦略に基づき、環境に配慮した農業を推進し、「農地や環境の保全・有効活用」に取り組んでいきます。

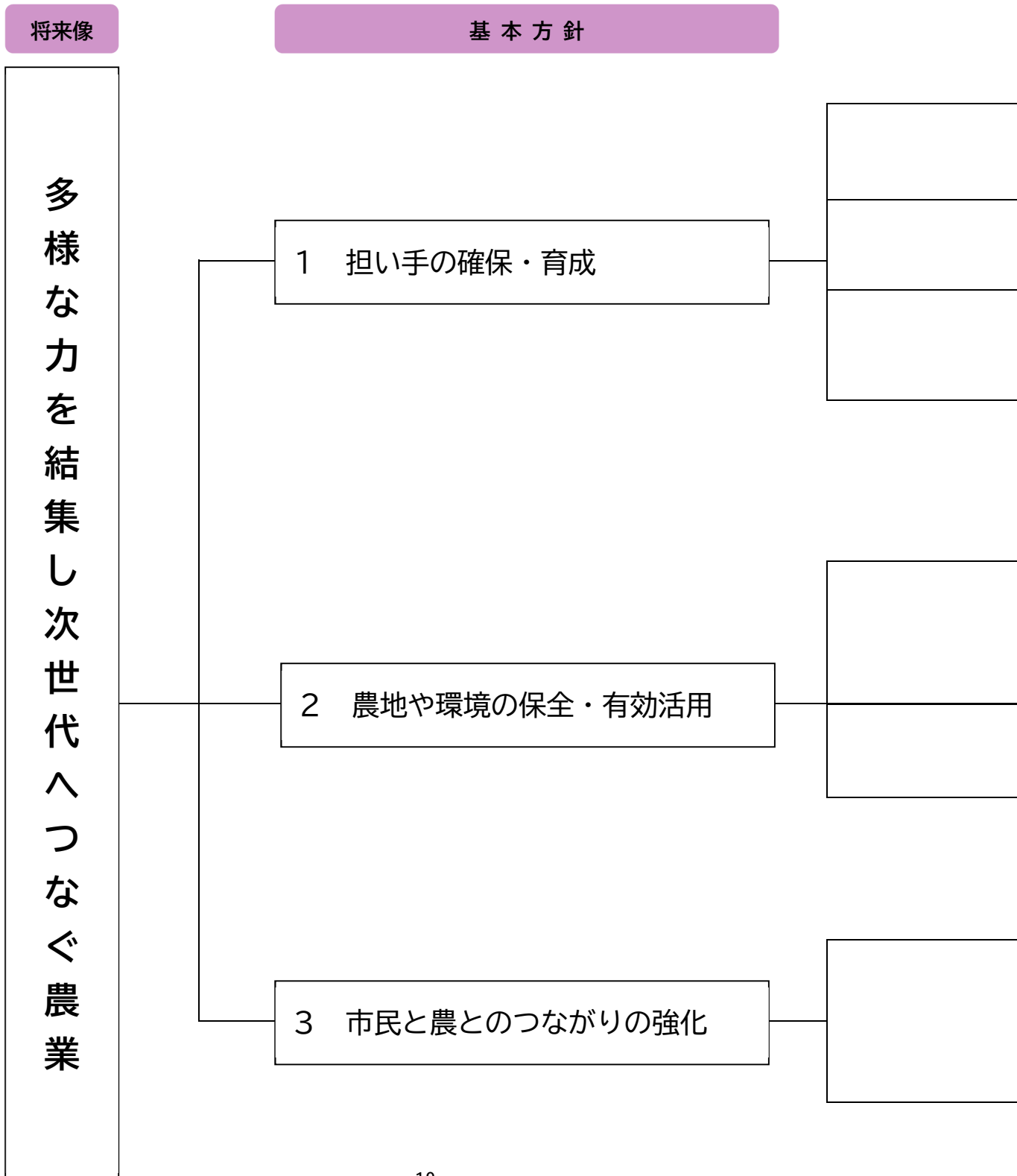
### (3)市民と農とのつながりの強化

本市は生産地と消費地が共存する地産地消に適した環境にあることから、地産地消店の拡大や情報発信サイト「Farm to Table つくば」での情報発信等に取り組んできました。引き続き、これらの取組に力をいれていくほか、効果的なプロモーションを取り入れることで地産地消を推進し、「市民と農とのつながりの強化」に取り組んでいきます。



### 3. 施策体系

3つの基本方針に基づき、「多様な力を結集し次世代へつなぐ農業」の実現のため、体系的に施策を実施していきます。



| 基本施策                            | 具体的施策                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 新たな担い手の確保・育成・支援             | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 意欲ある担い手に対する支援</li> <li>② 就農しやすい環境の整備</li> </ul>                                                                                    |
| (2) 意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援        | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域計画への位置づけによる農地集積・集約</li> </ul>                                                                                                    |
| (3) 担い手の所得向上                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>① スマート農業技術の普及・活用支援</li> <li>② 生産コスト増加に対する支援</li> </ul>                                                                               |
| (4) 農業経営支援                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働力不足の解消</li> <li>② 持続可能な経営に対する支援</li> <li>③ 気候変動に対する支援</li> </ul>                                                                 |
| (1) 環境に配慮した農業の推進                | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境に配慮した農業に対する価値観の転換</li> <li>② 環境に配慮した栽培技術の習得環境の整備・認証取得支援</li> <li>③ 環境に配慮した農業参入・拡大支援</li> <li>④ 慣行農業等と共生できる環境の整備</li> </ul>       |
| (2) 農地の有効活用                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基盤整備事業の推進</li> <li>② 活用しやすい農地への転換支援</li> </ul>                                                                                     |
| (3) 遊休農地対策                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 遊休農地化防止支援</li> <li>② 遊休農地再生支援</li> </ul>                                                                                           |
| (1) 地産地消の推進                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① つくば市産農産物の学校給食での活用、児童生徒への農育・食育の実施</li> <li>② つくば市産農産物の販売店舗数拡大</li> <li>③ つくば市産農産物の販売情報提供</li> <li>④ つくば市産農産物・農産加工品のブランド化</li> </ul> |
| (2) 農産物の価値や農業・農業者の魅力発信（「農」に親しむ） | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種媒体や体験・交流等を通じた魅力発信</li> <li>② 農業体験機会の提供</li> <li>③ つくば市産農産物の販売機会提供</li> </ul>                                                     |

## 第4章 具体的施策の詳細

### 基本方針1 担い手の確保・育成

#### 基本施策(1) 新たな担い手の確保・育成・支援

新たな担い手の確保・育成・支援として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

| 達成目標項目                  | 2023 年度末 | 2029 年度末 | 2034 年度末 |
|-------------------------|----------|----------|----------|
| 認定農業者数                  | 279 経営体  | 305 経営体  | 330 経営体  |
| 農業者同士の情報交換会・研修会<br>実施回数 | 年 1 回    | 年 3 回    | 年 3 回    |
| 認定新規就農者数（累計）            | 13 経営体   | 25 経営体   | 50 経営体   |

#### ① 意欲ある担い手に対する支援

##### ア) 農業者ネットワークの構築

認定農業者と新規就農者、新規就農希望者と先輩農業者、後継者同士等の様々な農業者のネットワークづくりを行い、情報交換や営農スキルの向上、課題が相談できる環境を整え、地域農業を支えています。

##### イ) ビジネス感覚を持った強い経営体の育成

地域農業を牽引する担い手の育成や経営力の強化を図るため、経営改善計画の認定を進めます。また、経営の発展や経営基盤の強化に取り組む経営体に対しては、関係機関と連携し、消費者ニーズに合わせた販売戦略に関する研修会や個別指導を行うなどの支援を行います。

#### ② 就農しやすい環境の整備

##### ア) 新規就農希望者の就農へ向けた支援

ウェブサイト等による就農に関する情報発信や農地確保の支援、先輩農業者との交流機会の創出など、新規就農希望者の就農を支援します。また、関係機関と連携し、農業経営や栽培技術等に関する研修機会の周知や支援事業等の情報を提供していきます。

##### イ) 新規就農者の育成、就農後のフォローアップ

青年等就農資金の借入れや新規就農者育成総合対策等の支援を受けることができる青年等就農計画制度等の周知のほか、やむを得ず離農する担い手の農機具・設備等を新規就農者へ引き継ぐためのサポートを検討していきます。

また、認定農業者へステップアップできるよう、関係機関と連携し、経営の持続化へ向けた支援を行います。

## 基本施策(2) 意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援 -----

意欲ある担い手への農地の集積・集約化支援として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

### <達成目標>

| 達成目標項目              | 2023 年度末           | 2029 年度末           | 2034 年度末           |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 担い手への集積率（集積面積）      | 32.5%<br>(3,218ha) | 50.0%<br>(4,950ha) | 66.0%<br>(6,534ha) |
| 農地中間管理機構から担い手への貸借面積 | 702.5ha            | 1,000.0ha          | 1,250.0ha          |

### ① 地域計画への位置づけによる農地集積・集約

#### ア) 意欲ある担い手等への農地の集積・集約の推進

地域農業の将来の在り方を示した「地域計画」に基づき、認定農業者や新規就農者、将来の多様な担い手に対する農地の集積・集約を促進します。また、やむを得ず離農する担い手の農地を新たな担い手へ引き継ぐためのサポートを行っていきます。

#### イ) 農地中間管理事業の活用

地域計画に基づき、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約を進めます。

#### ウ) 農地所有者の意向の把握

関係機関や農業委員会等と連携し、地域でのヒアリングやアンケート調査等を実施しながら、農地の利用状況や営農に関する意向を把握し、農地の集積・集約へ向けた情報の収集を行います。

### 基本施策(3) 担い手の所得向上

担い手の所得向上として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

#### <達成目標>

| 達成目標項目                      | 2023 年度末 | 2029 年度末 | 2034 年度末 |
|-----------------------------|----------|----------|----------|
| スマート農業推進事業補助金活用者数<br>(累計)   | 4 件      | 50 件     | 100 件    |
| 高収益作物に関する研修会等への参加、<br>情報提供数 | 年 1 回    | 年 2 回    | 年 3 回    |

#### ① スマート農業技術の普及・活用支援

##### ア) スマート農業の推進

高品質な農産物の安定生産や農作業の省力化・効率化を目指し、デジタル技術等を活用した先進的な施設・設備を導入しようとする農業者を支援します。また、新技術の情報を農業者へ発信していきます。

#### ② 生産コスト増加に対する支援

##### ア) 高収益作物等の導入推進

農業関係団体や県等の行政機関、研究機関等と連携し、高収益作物に関する研修会や、コスト削減に向けた新技術の導入に関する情報交換等を行い、高収益作物等の導入を推進します。

## 基本施策(4) 農業経営支援

農業経営支援として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

### <達成目標>

| 達成目標項目                          | 2023 年度末 | 2029 年度末 | 2034 年度末 |
|---------------------------------|----------|----------|----------|
| 国・県事業、市単農業機械等整備支援事業の補助金活用者数(累計) | 5 件      | 120 件    | 235 件    |
| 気候変動に対応する品種・品目の周知回数             | 年 0 回    | 年 1 回    | 年 1 回    |

### ① 労働力不足の解消

#### ア) 多様な労働力の確保

農業以外の仕事を持ちながら、副業的に農業に従事したい者や、リタイア後の生きがいとして農業に従事したいという意向を持つ者など、地域農業を支える担い手をサポートする人材として援農できるよう、環境整備を行います。

#### イ) 農福連携の促進

福祉施設への農作業委託や障害者の直接雇用等を通して、農業労働力を確保できるよう、農福連携を進めます。

### ② 持続可能な経営に対する支援

#### ア) 持続可能な経営に対する支援

農業経営を持続化させるために必要な機械の導入や農業用施設などの設備投資に対する国・県・市などの支援制度の周知や導入の支援を行うとともに、配送に対する支援について検討していきます。

#### イ) 農業経営継承に対する支援

地域の担い手から経営の移譲を受けることを希望する後継者に対し、農業経営に関する情報提供や研修機会の周知を行うほか、農業関係団体や県等の行政機関と連携し経営継承による就農支援を行います。

### ③ 気候変動に対する支援

#### ア) 農業経営リスク対策の推進

異常気象や自然災害による収量低下や収入減少に備えるため、気候変動に対応する品種・品目についての情報提供のほか、農業保険への加入を推進します。

#### イ) 気候変動に対応する品種・品目への普及啓発

気候変動に対応する品種・品目の農作物に対する消費者の理解が進むよう、情報提供を行います。

## 基本方針2 農地や環境の保全・有効活用

### 基本施策(1) 環境に配慮した農業の推進

環境に配慮した農業の推進として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

#### <達成目標>

| 達成目標項目         | 2023 年度末 | 2029 年度末 | 2034 年度末 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 研修会への参加、情報提供回数 | 年 1 回    | 年 1 回    | 年 2 回    |
| 有機 JAS 認証等支援件数 | 0 件      | 5 件      | 10 件     |
| 有機栽培圃場面積       | 88.7ha   | 106.2ha  | 123.7ha  |
| 農薬散布等に関する周知回数  | 年 3 回    | 年 3 回    | 年 3 回    |

#### ① 環境に配慮した農業に対する価値観の転換

##### ア) 有機栽培・特別栽培等の農業に関する消費者意識の醸成

有機栽培・特別栽培等の農産物の販売・PRイベントを開催し、農業者と消費者の交流機会を創出することにより、有機栽培・特別栽培等の農業に関する理解を深めてもらい消費者意識の醸成を図ります。

#### ② 環境に配慮した栽培技術の習得環境の整備・認証取得支援

##### ア) 栽培技術の習得支援

民間事業者等が開催する有機農業等の環境に配慮した農業に関する研修会への農業者の参加を支援し、栽培技術等の向上を図ります。

##### イ) 有機(特別栽培等)農業への参入・拡大支援

有機 JAS 認証の取得や土壌診断等の取組、有機栽培・特別栽培等の農産物の生産拡大に必要な有機資材や有機栽培(特別栽培等)に資する機材等の購入を支援します。

#### ③ 環境に配慮した農業参入・拡大支援

##### ア) 有機栽培・特別栽培等の農産物の販路支援

有機米や有機栽培・特別栽培等の農産物の販路の一つとして、学校給食への使用機会を増やし、普及を推進します。



#### ④ 慣行農業等と共生できる環境の整備

##### ア) 有機農業者と慣行農業者の相互理解促進

有機農業の推進においては、地域の実情や農業者その他関係者の意向に配慮し、茨城県GAP規範の遵守やドリフト（農薬飛散）防止についての取り組みを進めていくことが大切です。そのため、農薬散布等に関して、有機農業者と慣行農業者の相互理解促進に努めます。

#### 基本施策(2) 農地の有効活用 -----

農地の有効活用として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

| 達成目標項目   | 2023 年度末 | 2029 年度末 | 2034 年度末 |
|----------|----------|----------|----------|
| 水田の圃場整備率 | 89.7%    | 90.0%    | 90.3%    |
| 畑の圃場整備率  | 45.3%    | 45.4%    | 45.5%    |

#### ① 基盤整備事業の推進

##### ア) 生産しやすい農地への基盤整備

地域において合意形成を図り、未整備地区の整備や大規模区画等への再整備など、生産性の向上を図るために不可欠な基盤整備を促進し耕作しやすい農地を創出するとともに、農地の集積・集約化を促し、担い手が営農しやすい環境づくりを目指します。

#### ② 活用しやすい農地への転換支援

##### ア) 農地の保全と有効活用

将来にわたって農地を良好な状態で次世代に引き継いでいくため、農地の有する多面的機能を維持・発揮できるよう農地の有効活用につながる活動を支援します。

### 基本施策(3) 遊休農地対策

遊休農地対策として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

| 達成目標項目                     | 2023 年度末 | 2029 年度末 | 2034 年度末 |
|----------------------------|----------|----------|----------|
| 遊休農地解消に資する補助金を活用して再生した農地面積 | 0ha      | 25.0ha   | 50.0ha   |
| カバークロップの活用面積               | 32.5ha   | 40.0ha   | 45.0ha   |

#### ① 遊休農地化防止支援

##### ア) 優良農地の保全

「つくば農業振興地域整備計画」に基づき、無秩序な開発行為を抑止し、農業の基盤となる農地を保全していきます。

##### イ) 集積・集約化支援

農地利用最適化推進委員が主体となって農地の出し手と受け手とのマッチングを進め、市と連携して担い手への農地利用の集積・集約化を支援していきます。

#### ② 遊休農地再生支援

##### ア) 遊休農地解消緊急対策事業

遊休農地を解消し、営農するために行う簡易な整備を支援します。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して農地の利用状況調査を行い、遊休農地を早期に発見するとともに、遊休農地の所有者に対して利用意向調査を行います。調査の結果、利用の見込めない農地については、担い手とのマッチングを進め、遊休農地の解消を支援していきます。

##### イ) 遊休農地表土流出等防止事業

休耕農地からの土ぼこりと表土流出防止に効果のあるカバークロップ（被覆植物）の種子を配布し、緑肥としてすき込みをすることで、遊休農地化するのを未然に防ぐ支援をしていきます。

また、カバークロップは土壌に有機成分を供給する働きや土壌を改良する効果も高いことから、広く周知を行い、活用を推進していきます。

### 基本方針3 市民と農とのつながりの強化

#### 基本施策(1) 地産地消の推進

地産地消の推進として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

<達成目標>

| 達成目標項目              | 2023 年度末 | 2029 年度末            | 2034 年度末       |
|---------------------|----------|---------------------|----------------|
| 地産地消率(金額ベース)        | 35.7%    | 60.0%※ <sup>1</sup> | ※ <sup>2</sup> |
| 地産地消率(食品数ベース)       | 15.4%    | 25.0%※ <sup>1</sup> | ※ <sup>2</sup> |
| 地産地消店舗数             | 160店     | 190店                | 215店           |
| 市産農産物に関する周知回数       | 年 0 回    | 年 1 回               | 年 1 回          |
| 市内直売所に関するパンフレット配布枚数 | 年 0 枚    | 年 10,000 枚          | 年 10,000 枚     |

※<sup>1</sup>「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」における令和 10 年度の目標値

※<sup>2</sup>「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に準ずる

#### ① つくば市産農産物の学校給食での活用、児童生徒への農育・食育の実施

##### ア) 地場産物の学校給食への活用推進

「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき地場産物の学校給食への活用を推進します。

#### ② つくば市産農産物の販売店舗数拡大

##### ア) 地産地消店の拡大

市内の農業者が生産した農産物を使用したメニューや市内で醸造されたおさけを提供する飲食店や販売店として認定を受けた「地産地消店」の店舗数の拡大を図ります。

#### ③ つくば市産農産物の販売情報提供

##### ア) 市内直売所の PR

市産農産物の取扱店を広く知ってもらうため、市内直売所を紹介するパンフレット等を作成するとともに、ホームページ等で周知していきます。

#### ④ つくば市産農産物・農産加工品のブランド化

##### ア) 特産品の生産振興

米、ねぎ、ブルーベリー、芝について、農業関係団体や生産者団体等と連携し、特産品のPRなど生産振興を支援します。また、平成29年（2017年）12月に国から「つくばワイン・フルーツ酒特区」の認定を受け、地域の特産物を原料とする果実酒などの最低製造数量基準が下がったことにより、小規模な生産者も酒類製造免許の取得が可能となったため、「つくばワイン」の原料となるワイン用ぶどうの生産を振興します。

##### イ) ブランド化の推進

生産地と消費地が共存している特性を生かし、生産者の顔が見える農産物としてブランド化を進めるとともに、持続可能性や農業者による新たなチャレンジといった本市ならではの切り口を加えることにより、市民や事業者等が本市農業や農産物を応援する意識の醸成を図ります。

#### ～ つくば市の特産品 ～

<つくば市の「米」>



<つくば市の「ブルーベリー」>



<つくば市の「ねぎ」>



<つくば市の「芝」>



## 基本施策(2) 農産物の価値や農業・農業者の魅力発信（「農」に親しむ） -----

農産物の価値や農業・農業者の魅力発信として、下表の達成目標を設定し取り組んでいきます。

### <達成目標>

| 達成目標項目        | 2023 年度末 | 2029 年度末 | 2034 年度末 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 農産物オーナー制参加者数  | 344 人    | 359 人    | 374 人    |
| 農業サポーター活動従事者数 | 738 人    | 750 人    | 750 人    |
| 農業体験イベント等参加者数 | 155 人    | 160 人    | 165 人    |
| 農産物の直売イベント開催数 | 年 0 回    | 年1回      | 年 2 回    |

### ① 各種媒体や体験・交流等を通じた魅力発信

#### ア) つくばの農産物や農業に関する魅力の発信

地産地消推進専用ウェブサイト「Farm to Table つくば」をはじめとする各種媒体や集客イベントなど、地産地消店や市産農産物、農業者をPRする効果的な手法を検討し、つくば市の農と食の魅力や地産地消の価値を発信していきます。

### ② 農業体験機会の提供

#### ア) 市民が農業を身近に感じられる場の創出

生産者と消費者の顔が見える関係を構築し、相互理解を育むため、子どもから高齢者までの幅広い世代の市民に対して、農業に関する多様な体験の機会を提供します。また、播種や収穫といった一部分の農作業体験だけではなく、農作物の栽培に関わる一連の農作業を体験する機会などを通して、市民が本市農業に関心を持ち、市産農産物の生産や消費に積極的に関わることができるよう取り組んでいきます。

### ③ つくば市産農産物の販売機会提供

#### ア) 農産物・農産加工品の販売機会の充実

市産農産物・農産加工品の販売イベント等を実施し、地産地消の価値と市産農産物の安全性やおいしさなどを市民等に体感してもらい、地域内での消費拡大や農業者と消費者の交流機会を充実させることで、地産地消の推進に寄与するよう取り組んでいきます。

## 資 料 編

## 1. 策定懇話会委員と策定経過

### (1)第3次つくば市農業基本計画策定懇話会委員

| 役職  | 氏名     | 所属                                 |
|-----|--------|------------------------------------|
| 座長  | 納口 るり子 | 筑波大学 名誉教授                          |
| 副座長 | 小久保 貴史 | つくば市議会議員                           |
| 委員  | 青木 道子  | つくば市農業委員                           |
| 委員  | 笹本 秀一  | つくば市農業協同組合 営農部長                    |
| 委員  | 横山 治夫  | つくば市谷田部農業協同組合 営農部長                 |
| 委員  | 川上 和浩  | 農業者（青年農業士）                         |
| 委員  | 吉葉 由子  | 農業者（女性農業士）                         |
| 委員  | 会田 美絵子 | 農業者（女性農業士）                         |
| 委員  | 油谷 百合子 | 県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター<br>地域普及第一課長 |
| 委員  | 塙 久美子  | 市民委員                               |
| 委員  | 石坂 繁人  | 市民委員                               |
| 委員  | 江口 春菜  | 市民委員                               |
| 委員  | 木村 佐恵子 | 市民委員                               |

（敬称略：順不同）

## (2)策定経過

| 日時       | 内容                                                                                         |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年5月   | 第1回 第3次つくば市農業基本計画策定懇話会<br>・第2次計画の実績評価<br>・つくば市農業の課題について<br>・アンケート調査の実施について                 |
| 令和6年6～7月 | 市民アンケート調査（市民：1,100人）<br>農業者アンケート調査（農業者：1,411人）<br>農業関係者ヒアリング調査（計：12者）                      |
| 令和6年8月   | 第2回 つくば市農業基本計画策定懇話会<br>・市民アンケート、農業者アンケート調査結果について<br>・農業関係者へのヒアリング調査結果について<br>・第3次計画骨子案について |
| 令和6年11月  | 第3回 つくば市農業基本計画策定懇話会<br>・第3次計画素案について                                                        |
| 令和7年1～2月 | パブリックコメントの実施                                                                               |
|          | 策定                                                                                         |



## 2. 第2次計画の評価

### (1) 計画の概要

| 項目          | 内容                                                        |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 計画名         | 第2次つくば市農業基本計画                                             |
| 計画期間        | 2020年度～2024年度（5年間）                                        |
| 本市農業の目指すべき姿 | 多様な力がつながり実現する持続可能な農業                                      |
| 基本方針及び重点事業  | ①ひとの確保・育成<br>②農地や環境の保全・有効活用<br>③特徴ある地域農業の確立<br>④スマート農業の推進 |

### (2) 目標値の達成状況

#### 基本方針①ひとの確保・育成

| 指標     | 2019年度  | 2024年度   | 現状値     | 備考                |
|--------|---------|----------|---------|-------------------|
| 認定農業者数 | 298 経営体 | 350 経営体  | 279 経営体 | R6.4.1時点          |
| 新規就農者数 | 5 人(年間) | 25 人(累計) | 13 人    | R6.4.1時点<br>認定有効者 |

#### 基本方針②農地や環境の保全・有効活用

| 指標                   | 2019年度 | 2024年度 | 現状値    | 備考       |
|----------------------|--------|--------|--------|----------|
| グリーンバンク登録<br>農地の貸借面積 | 47.4ha | 81.0ha | 66.8ha | R6.4.1時点 |

#### 基本方針③特徴ある地域農業の確立

| 指標        | 2019年度   | 2024年度   | 現状値                  | 備考       |
|-----------|----------|----------|----------------------|----------|
| 地産地消認証店   | 41 店舗    | 150 店舗   | 160 店舗               | R6.4.1時点 |
| 農業体験・交流者数 | 16,141 人 | 18,000 人 | 1,237 人 <sup>※</sup> | R5 年度実績  |

※ コロナ禍の影響により農産物フェアが中止

#### 基本方針④スマート農業の推進

| 指標               | 2019年度 | 2024年度  | 現状値                | 備考          |
|------------------|--------|---------|--------------------|-------------|
| スマート農業の<br>実証実験数 | —      | 5 件（累計） | （4 件） <sup>※</sup> | R5 年度の事業化実績 |

※ 新技術の導入が普及したため、導入補助金交付件数を記載

### 3. 市民アンケート調査結果

#### (1)調査の目的

本調査は、第3次つくば市農業基本計画の策定にあたり、市の農業・農産物に対する満足度や期待を把握し、農業施策立案の参考とすることを目的とする。

#### (2)調査対象者

| 配布数     | 内訳                |
|---------|-------------------|
| 1,100 人 | ・ 市内在住の 18 歳以上の男女 |

#### (3)調査方法

郵送によりアンケート調査票を配布し、回答は、郵送による返送又はインターネット（WEB）での回答とした。

#### (4)調査期間

令和6年6月21日～令和6年7月5日まで

#### (5)回収数と回収率

| 回収数合計 | 回収率   | 郵送での回収 | WEBでの回収 |
|-------|-------|--------|---------|
| 366 人 | 33.3% | 249 人  | 117 人   |

## (6)調査結果

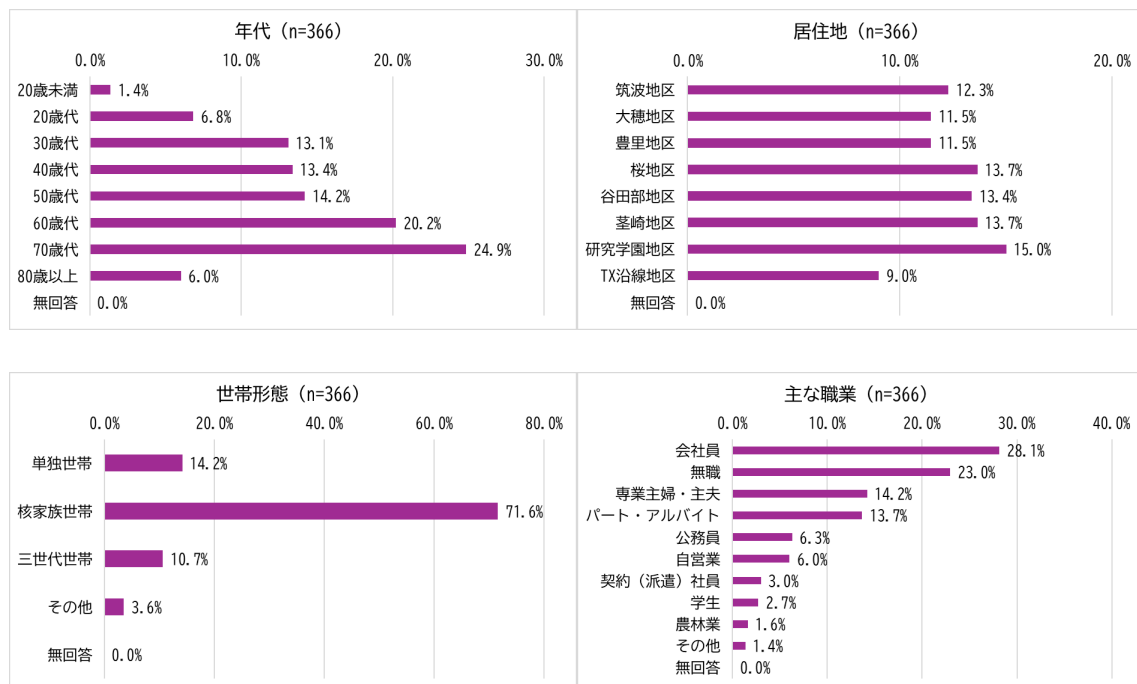
### <年代・居住地・世帯形態・主な職業>

年代は、70歳代 24.9%と最も多く、次いで、60歳代 20.2%、50歳代 14.2%であった。

居住地は、研究学園地区 15.0%と最も多く、次いで、桜地区、荃崎地区 13.7%、谷田部地区 13.4%であった。

世帯形態は、核家族世帯が 71.6%と最も多く、次いで、単身世帯 14.2%。三世代世帯 10.7%であった。

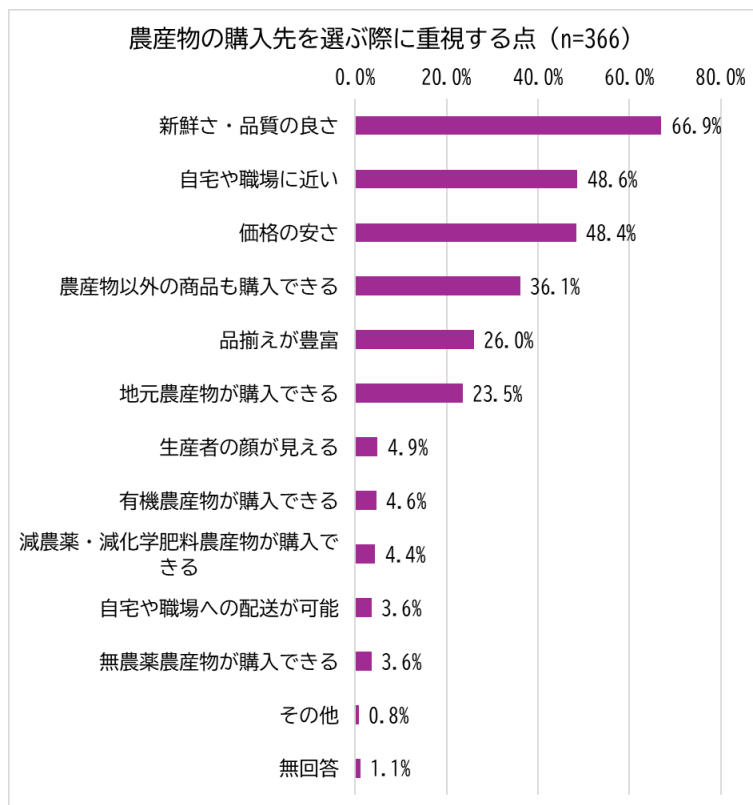
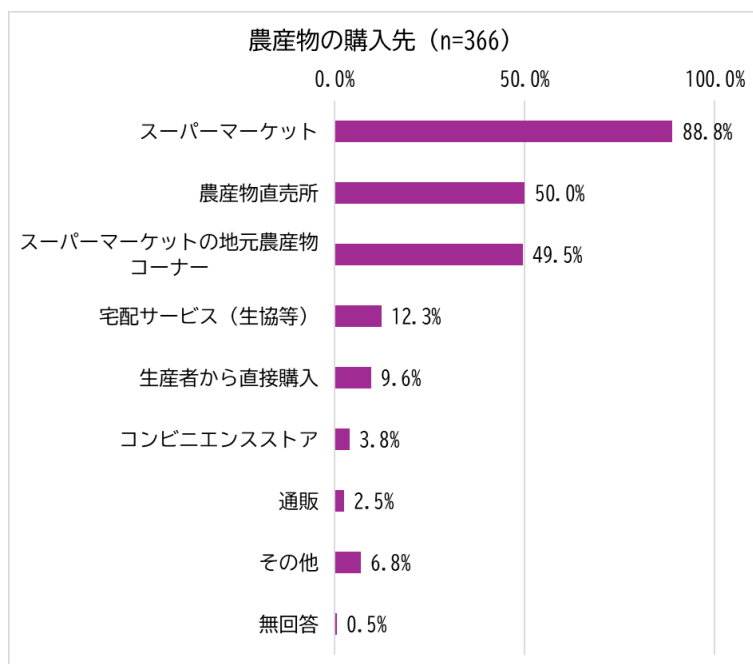
主な職業は、会社員 28.1%と最も多く、次いで、無職 23.0%、専業主婦・主夫 14.2%であった。



### ＜農産物の購入＞

農産物の購入先は、スーパーマーケット 88.8%と最も多く、次いで、農産物直売所 50.0%、スーパーマーケットの地元農産物コーナー49.5%であった。

農産物の購入先を選ぶ際に重視する点は、新鮮さ・品質の良さ 66.9%と最も多く、次いで、自宅や職場に近い 48.6%、価格の安さ 48.4%であった。

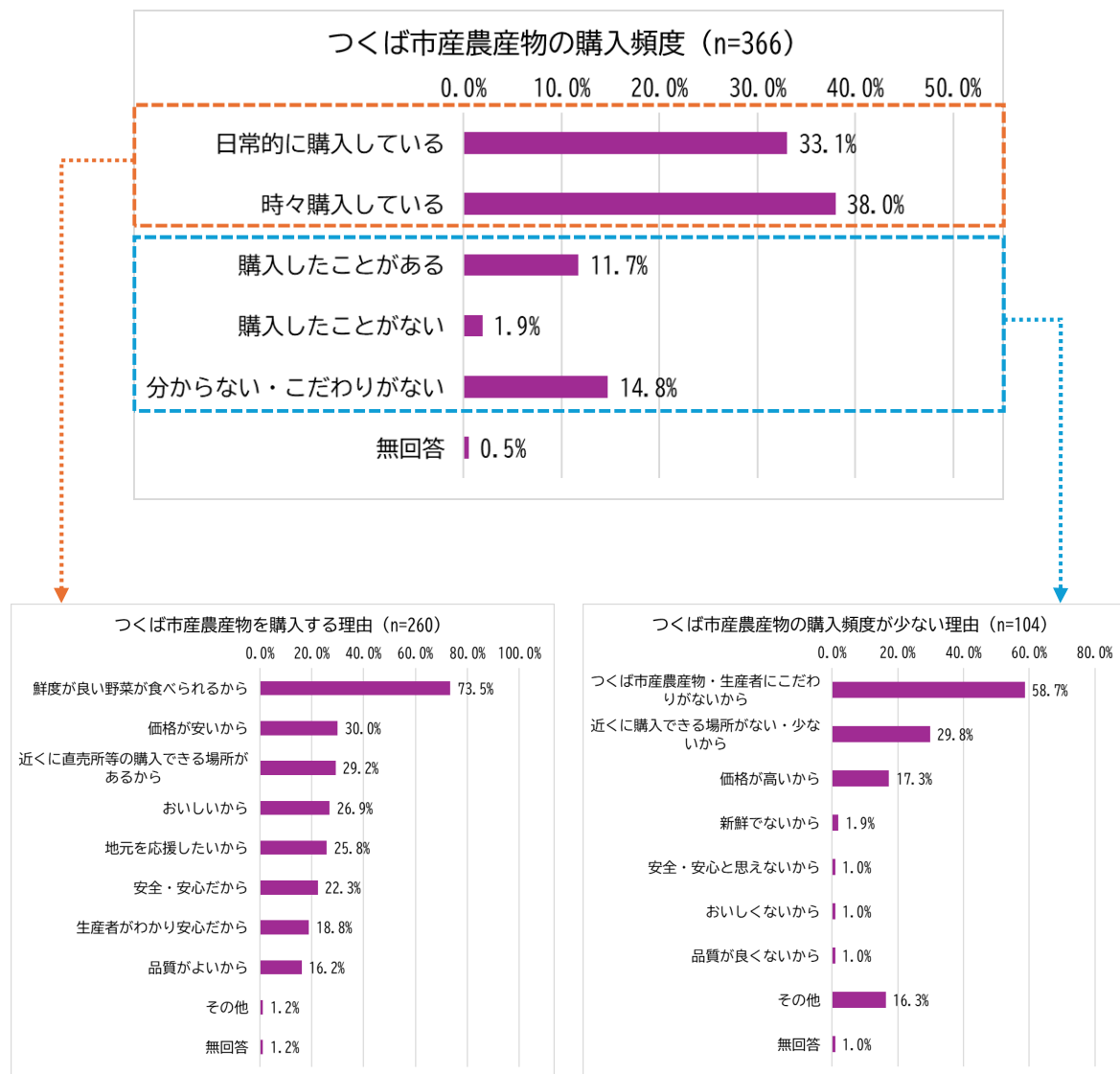


### <つくば市産農産物の購入>

つくば市産農産物の購入頻度は、時々購入している 38.0%と最も高く、次いで、日常的に購入している 33.1%、購入したことがある 11.7%であった。

つくば市産農産物を購入する理由は、鮮度が良い野菜を食べられるから 73.5%と最も多く、次いで、価格が安いから 30.0%、近くに直売所等の購入できる場所があるから 29.2%であった。

つくば市産農産物の購入頻度が少ない理由は、つくば市産農産物・生産者にこだわりがないから 58.7%と最も多く、次いで、近くに直売所等の購入できる場所がない・少ないから 29.8%、価格が高いから 17.3%であった。



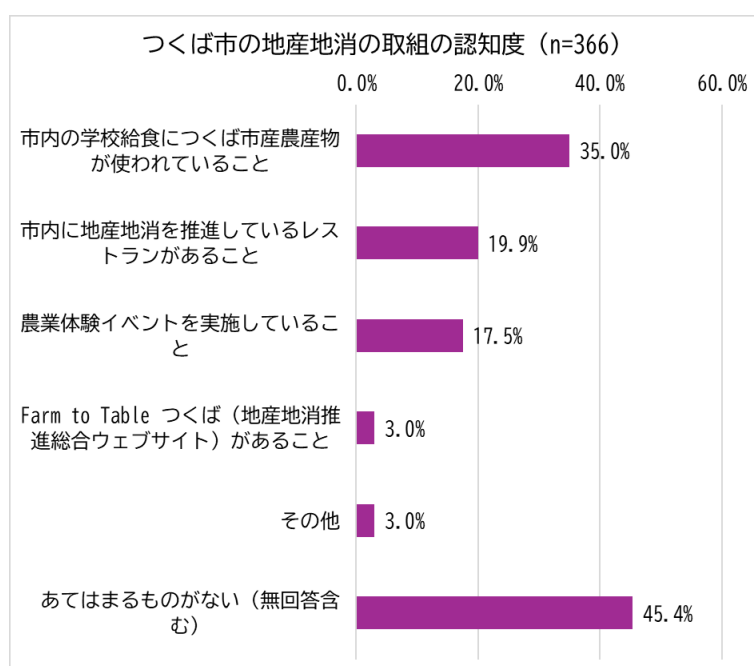
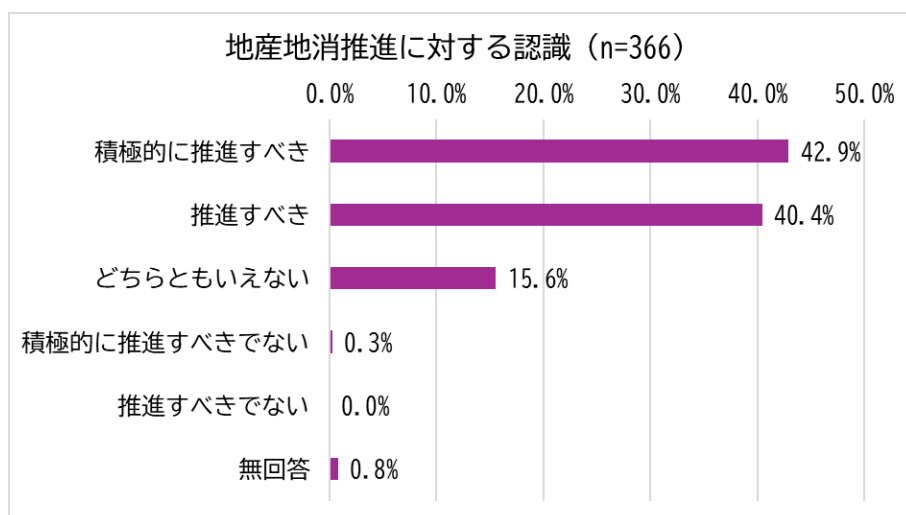
### <地産地消>

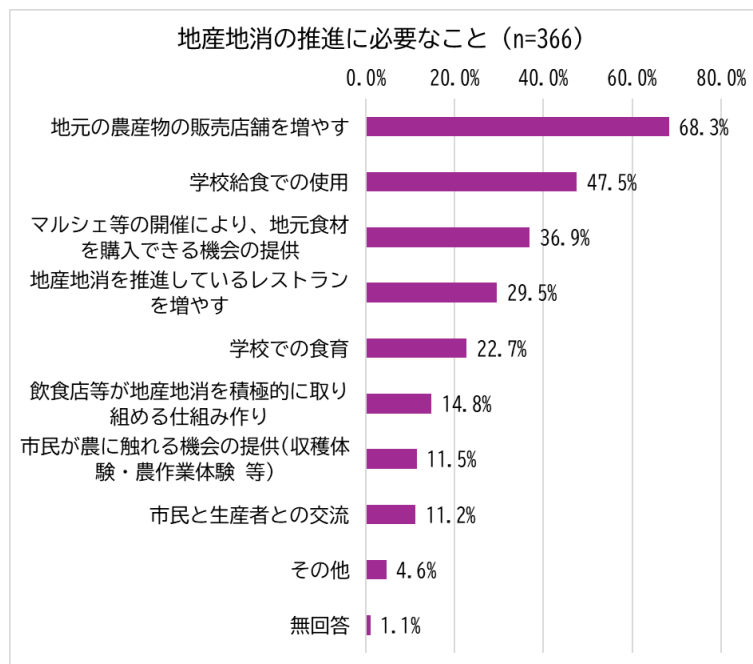
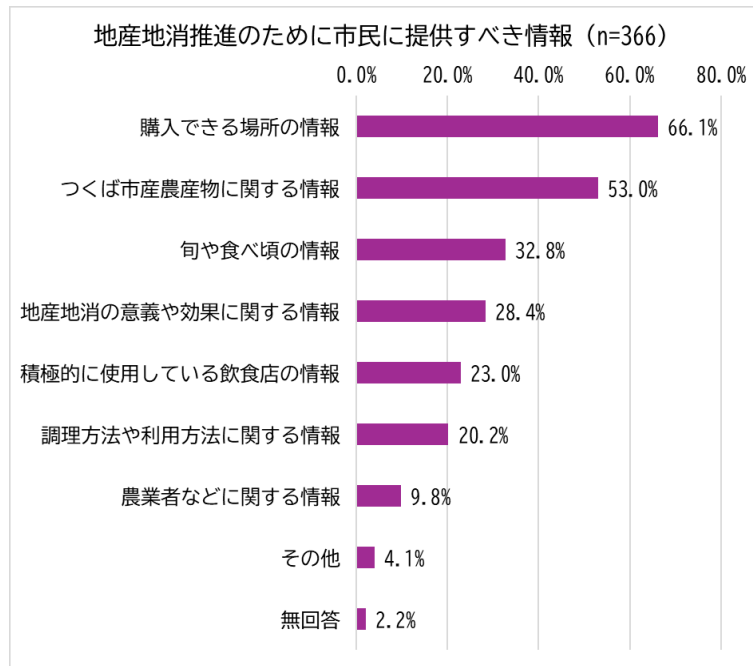
地産地消推進に対する認識は、積極的に推進すべき 42.9%、推進すべき 40.4%となっており、8割以上の回答者が地産地消を推進すべきと考えている。

つくば市の地産地消の取組の認知度は、市内の学校給食につくば市産農産物が使われていること 35.0%と最も多く、次いで、市内に地産地消を推進しているレストランがあること 19.9%、農業体験イベントを実施していること 17.5%となっており、つくば市の地産地消の取組に関する認知度が低かった。

地産地消推進のために市民に提供すべき情報は、購入できる場所の情報 66.1%と最も多く、次いで、つくば市産農産物に関する情報 53.0%、旬や食べ頃の情報 32.8%であった。

地産地消の推進に必要なことは、地元の農産物の販売店舗を増やす 68.3%と最も多く、次いで、学校給食での使用 47.5%、マルシェ等の開催により、地元食材を購入できる機会の提供 36.9%であった。

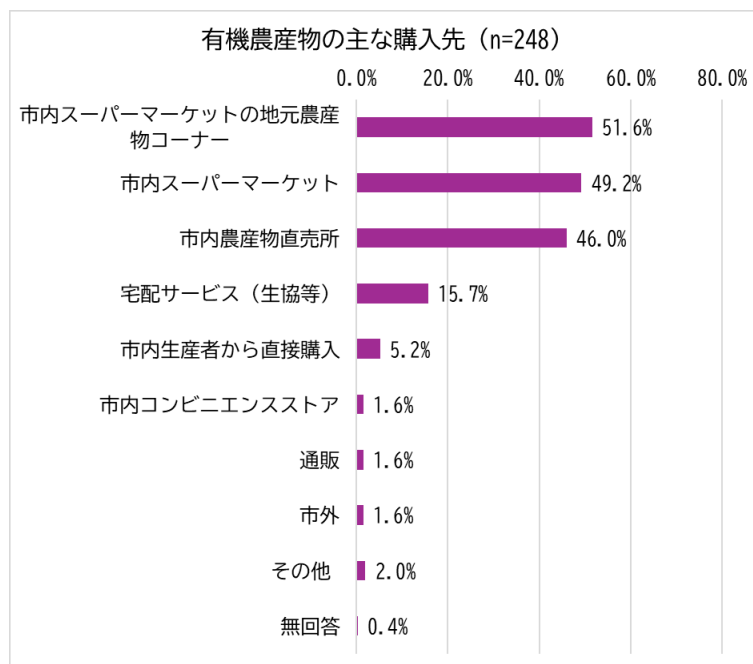
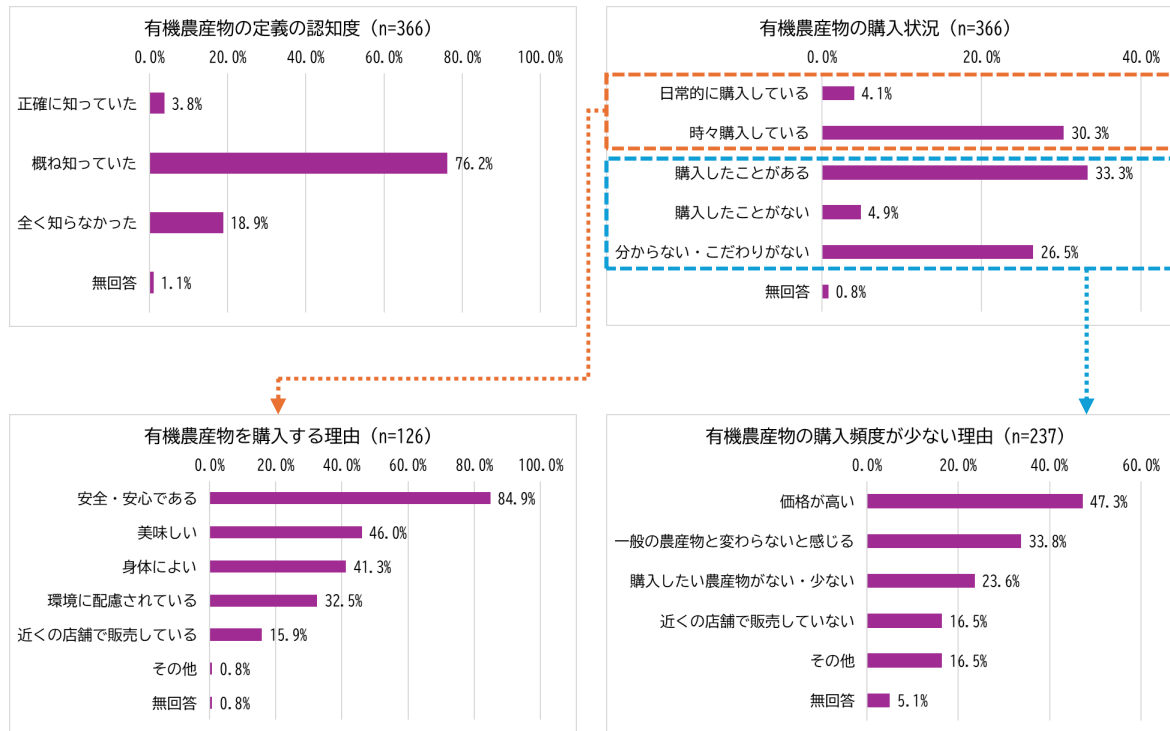




# <有機農産物について>

有機農産物の定義の認知度は、正確に知っていた、概ね知っていたと回答した者の合計は80.0%であった。

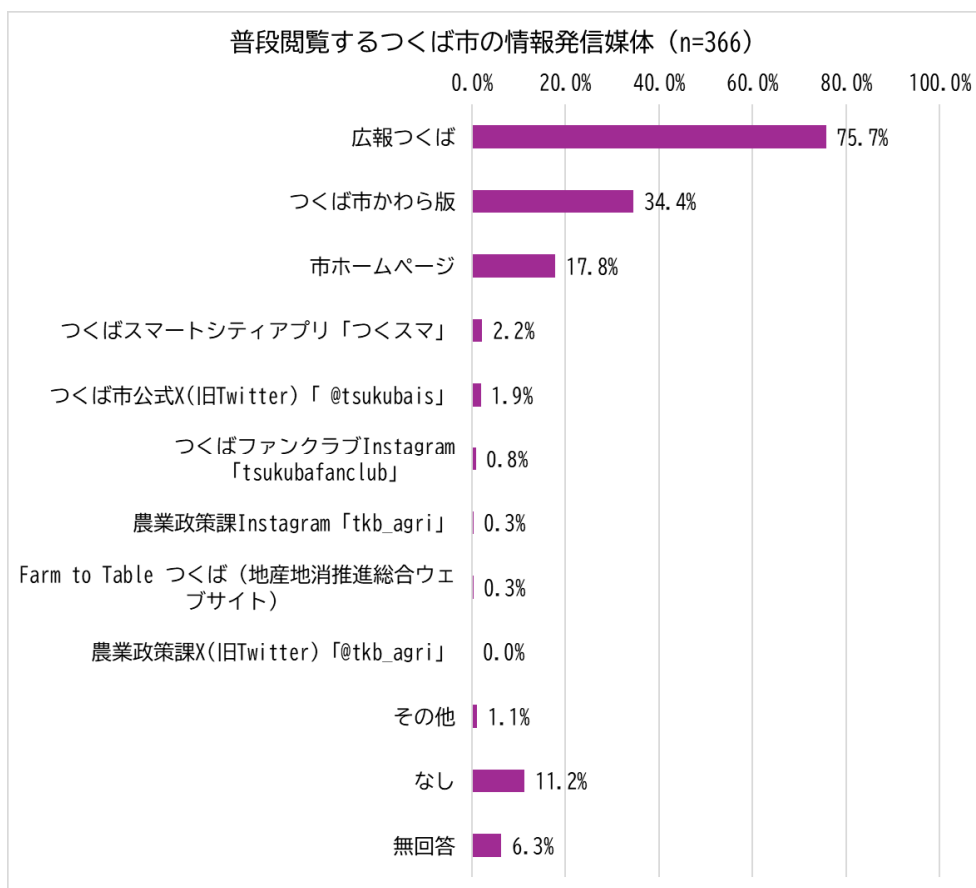
有機農産物の購入状況は、日常的に購入している4.1%、時々購入している30.3%となっており、購入頻度が高い回答者が34.4%であった。購入したことがある、購入したことがない、分からない・こだわりのないと回答した購入頻度の少ない回答者は、64.7%であった。





### ＜普段閲覧するつくば市の情報発信媒体＞

普段閲覧するつくば市の情報発信媒体は、広報つくば 75.7%と最も多く、次いで、つくば市かわら版 34.4%、市ホームページ 17.8%であった。Farm to Table つくば（地産地消推進総合サイト）等のつくば市のWEB媒体やInstagram等のSNS媒体を閲覧する回答者が極めて少ない結果となった。



## 4. 農業者アンケート調査結果

### (1)調査の目的

本調査は、第3次つくば市農業基本計画の策定にあたり、市の農業の現状把握や施策立案の参考とすることを目的とする。

### (2)調査対象者

| 配布数     | 内訳                                                                                                                                    |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1,411 人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者（297 人）</li> <li>・ 認定新規就農者（14 人）</li> <li>・ その他市内農業者（30a 以上の農地を耕作または所有している方）</li> </ul> |

### (3)調査方法

郵送によりアンケート調査票を配布し、回答は、郵送による返送又はインターネット（WEB）での回答とした。

### (4)調査期間

令和6年6月21日～令和6年7月5日まで

### (5)回収数と回収率

| 回収数合計 | 回収率   | 郵送での回収 | WEBでの回収 |
|-------|-------|--------|---------|
| 473 人 | 33.5% | 409 人  | 64 人    |

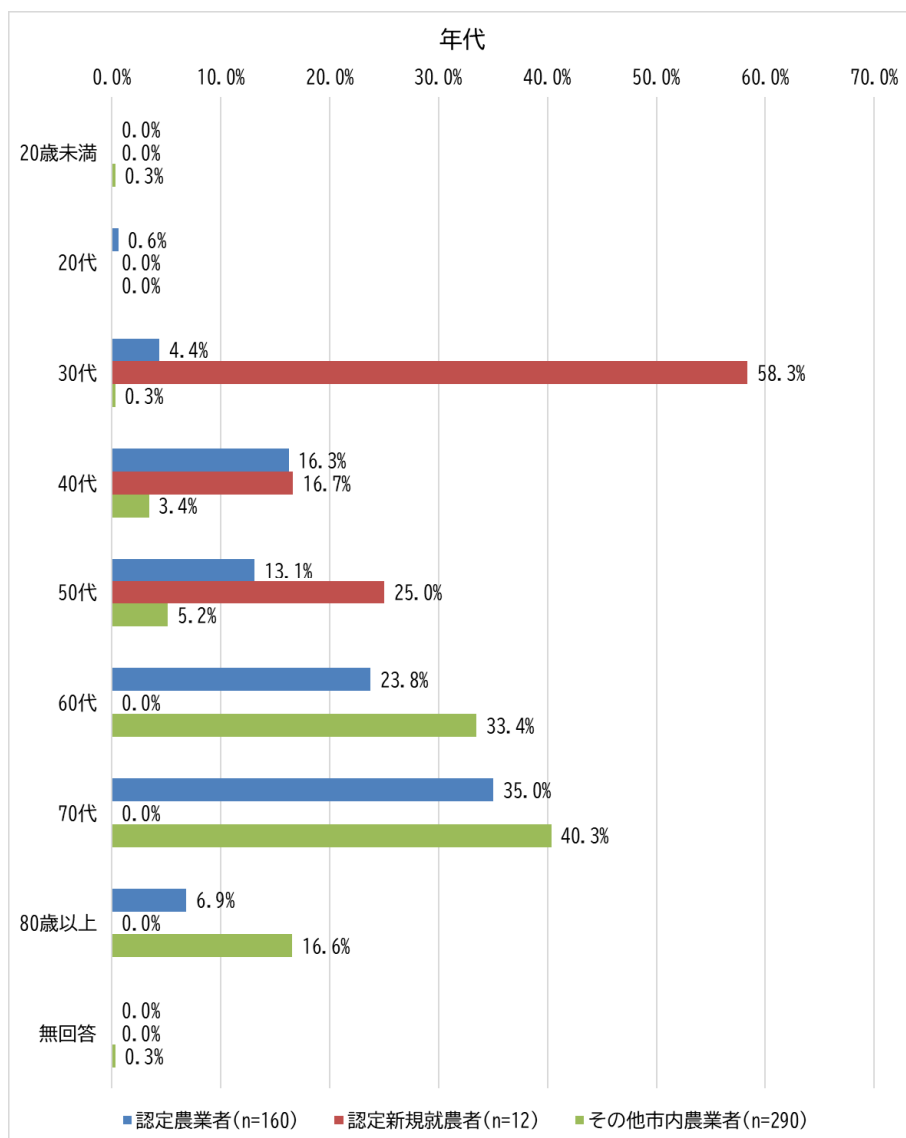
#### 【調査対象者毎の回収数 内訳】

- ・ 認定農業者……………160 人
- ・ 認定新規就農者……………12 人
- ・ その他市内農業者……………290 人
- ・ 不明……………11 人

## (6)調査結果

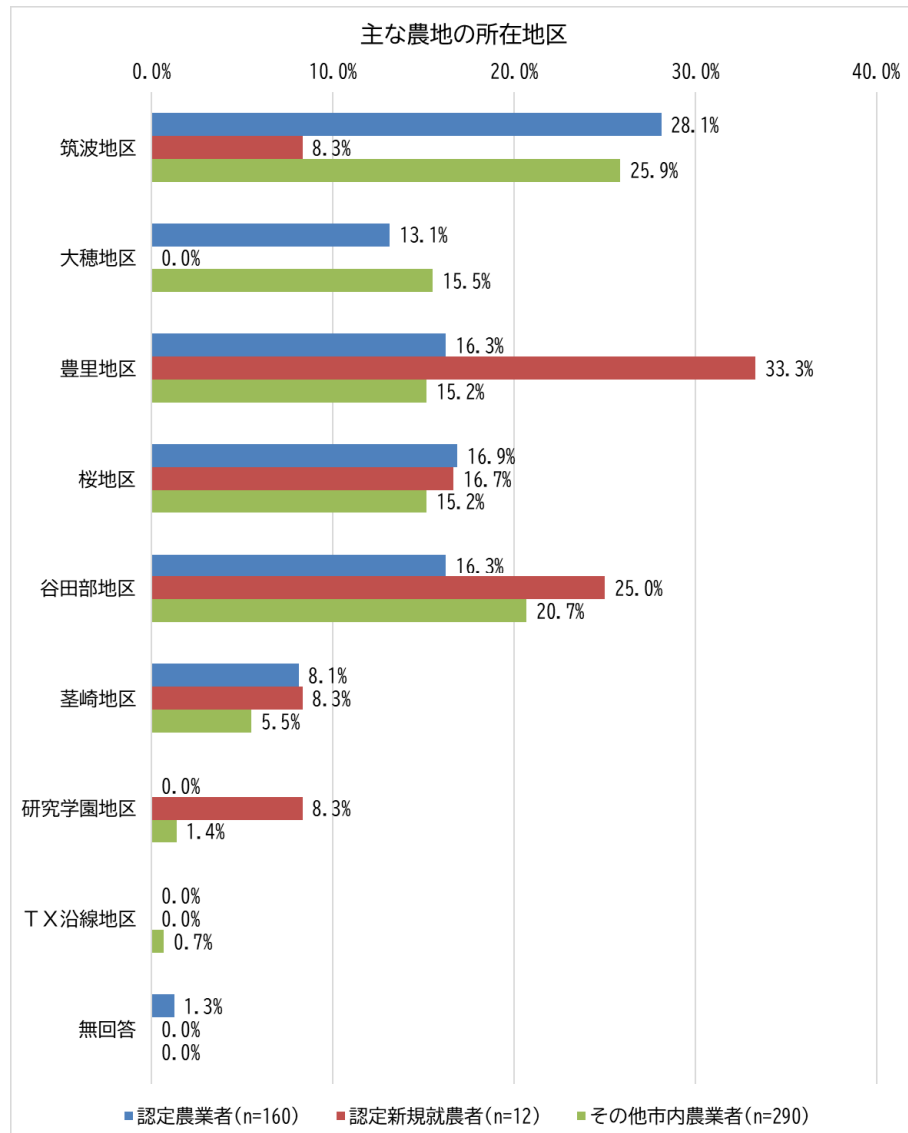
### <年代>

認定農業者は「70代」が35.0%、認定新規就農者は「30代」が58.3%、その他市内農業者は「70代」が40.3%と最も多くなっている。認定新規就農者は、30代～50代と若い世代が中心となっている。



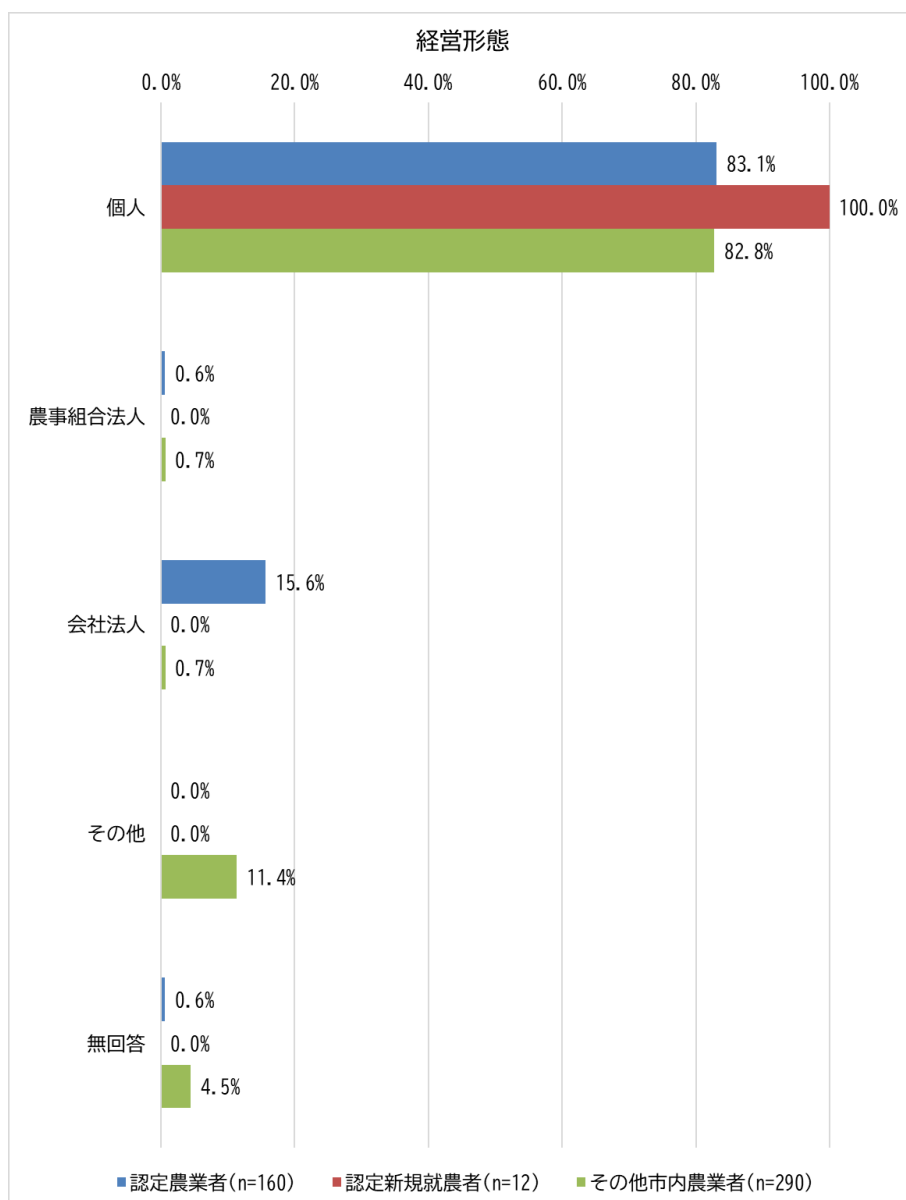
<主な農地の所在地区>

認定農業者は、「筑波地区」が 28.1%と最も多く、次いで、「桜地区」となっている。認定新規就農者は、「豊里地区」が 33.3%と最も多く、次いで、「谷田部地区」、「桜地区」となっている。



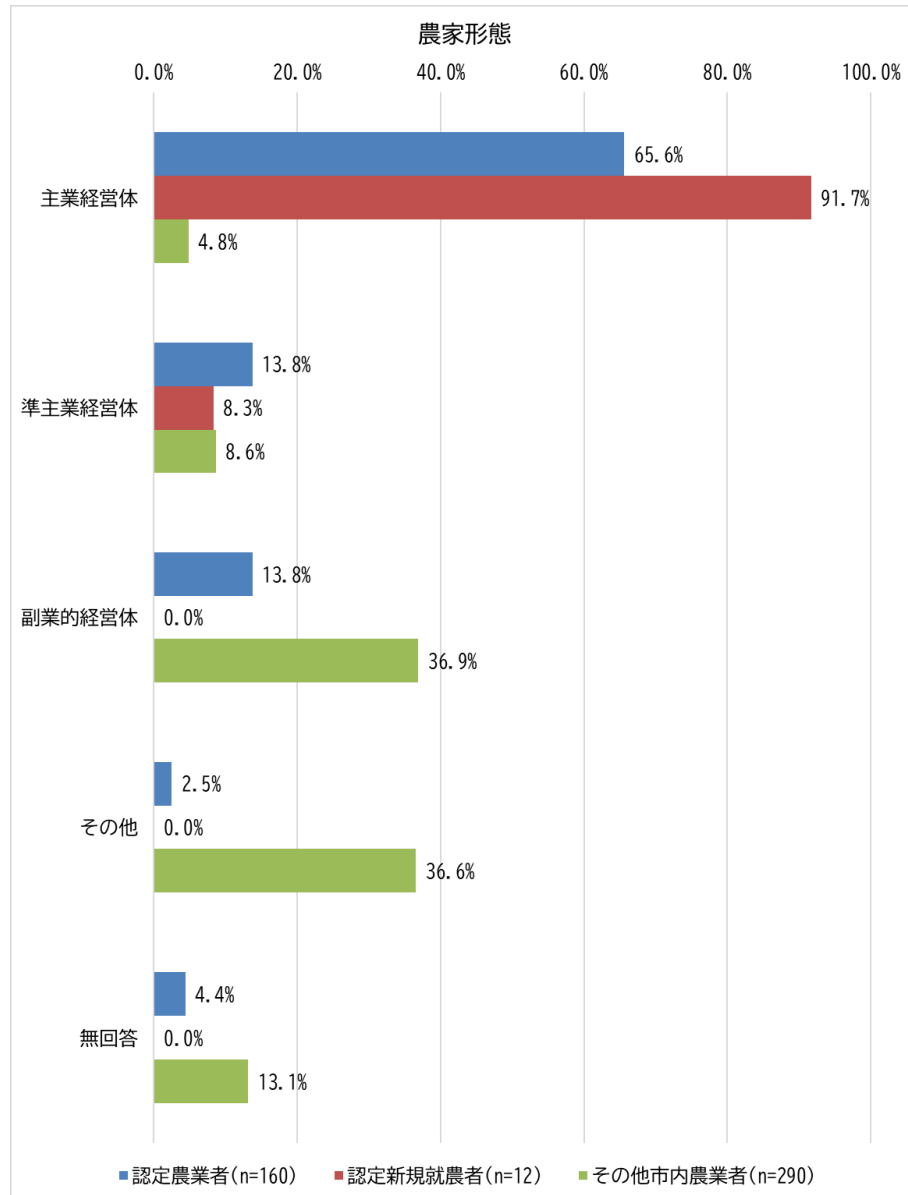
<経営形態>

認定農業者、認定新規就農者、その他市内農業者の全てで、「個人」が最も多くなっている。認定農業者は、「会社法人」が15.6%となっている。



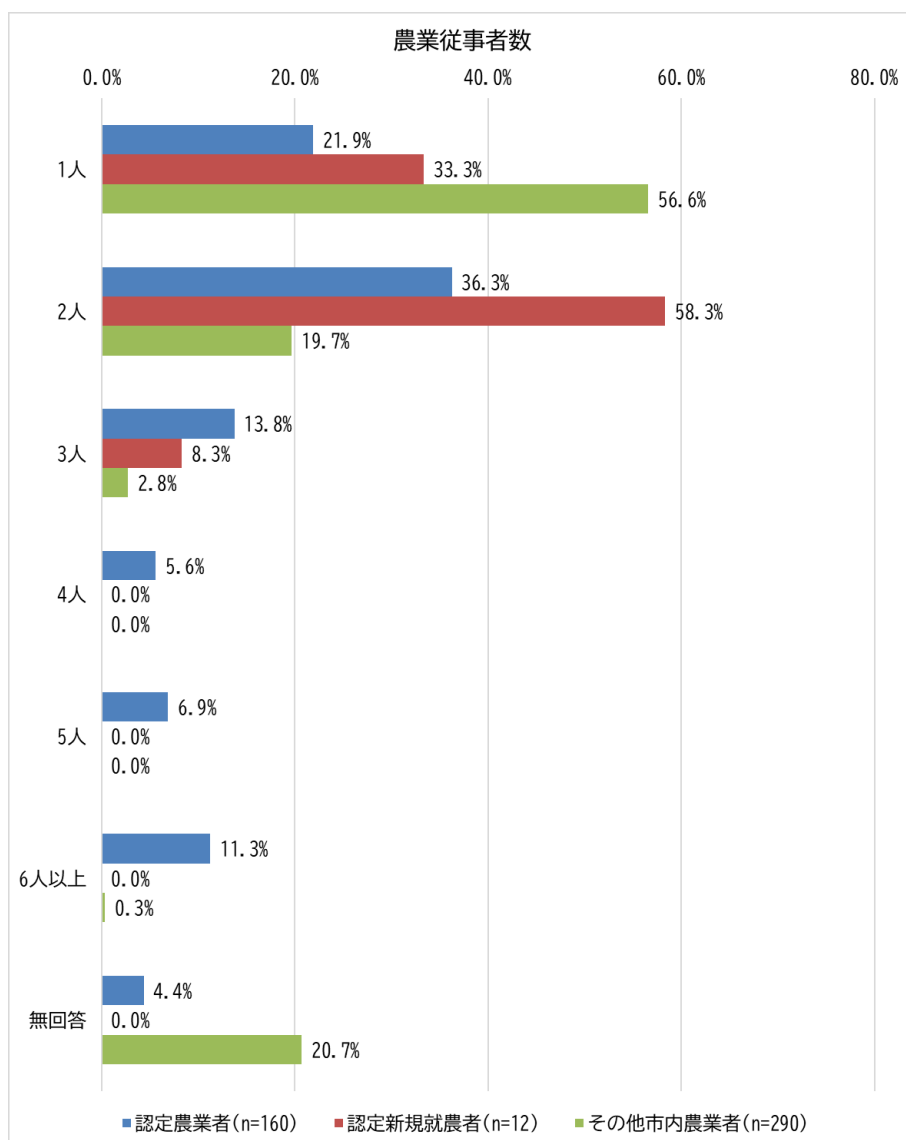
<農家形態>

「主業経営体」は、認定農業者が 65.6%、認定新規就農者が 91.7%となっている。その他市内農業者は、「副業的経営体」が 36.9%となっている。



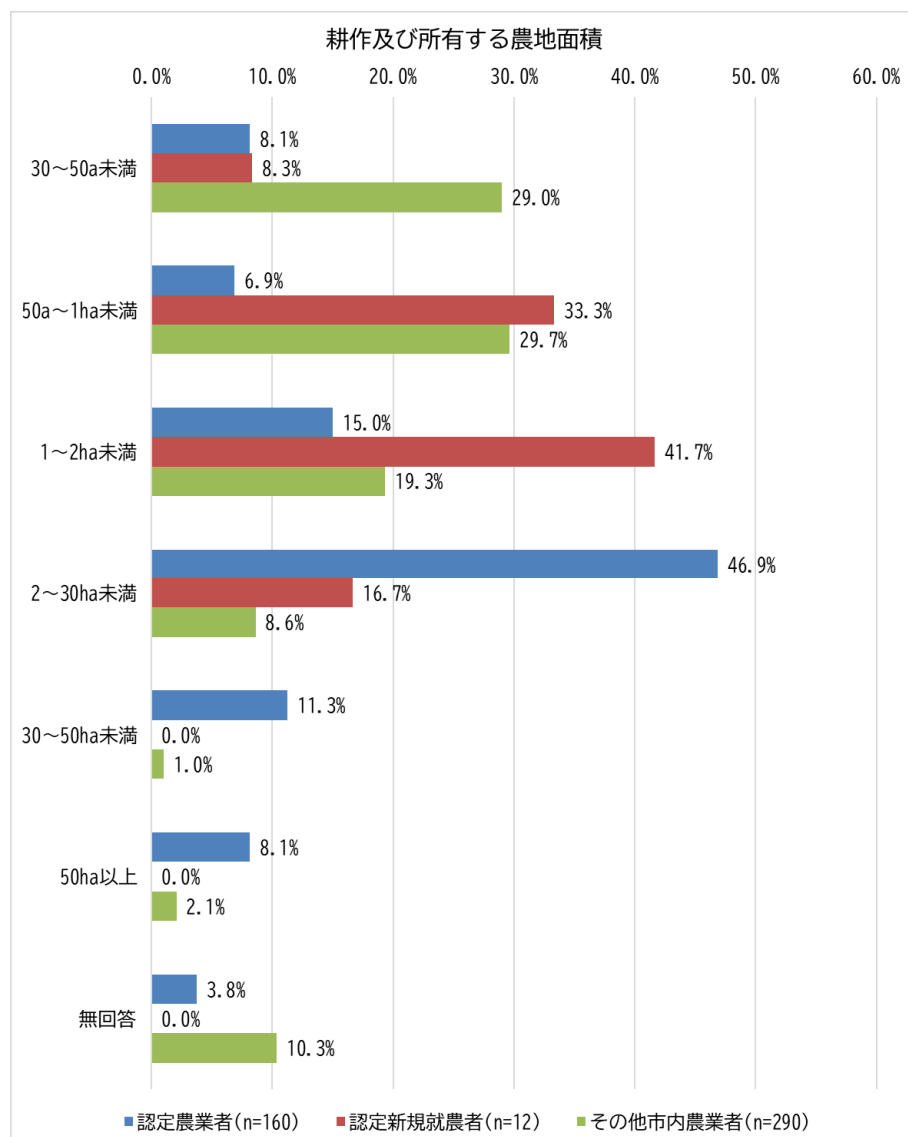
<農業従事者数（農業に従事している家族の人数と常時雇用者数の合計）>

認定農業者は、「2人」が36.3%と最も多く、次いで「1人」が21.9%であった。認定新規就農者は、「2人」が58.3%と最も多く、次いで、「1人」が33.3%であった。その他市内農業者は、「1人」が56.6%と最も多く、次いで、「2人」が19.7%であった。



### ＜耕作及び所有する農地面積＞

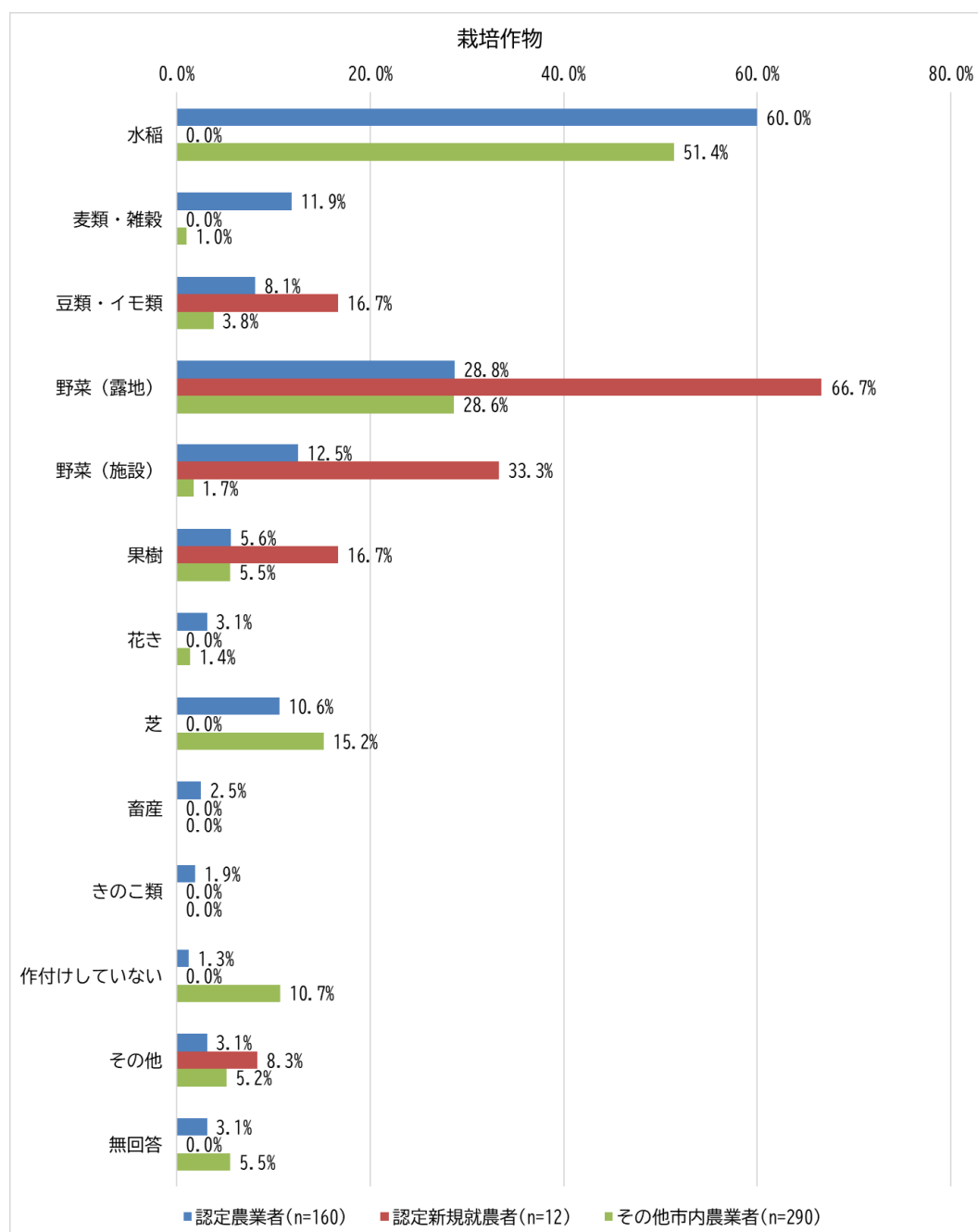
認定農業者は、「2～30ha 未満」が 46.9%と最も多く、次いで「1～2ha 未満」が 15.0%であった。認定新規就農者は、「1～2ha」が 41.7%と最も多く、次いで、「50a～1ha 未満」が 33.3%であった。その他市内農業者は、「50a～1ha 未満」が 29.7%と最も多く、次いで、「30～50a 未満」が 29.0%であった。





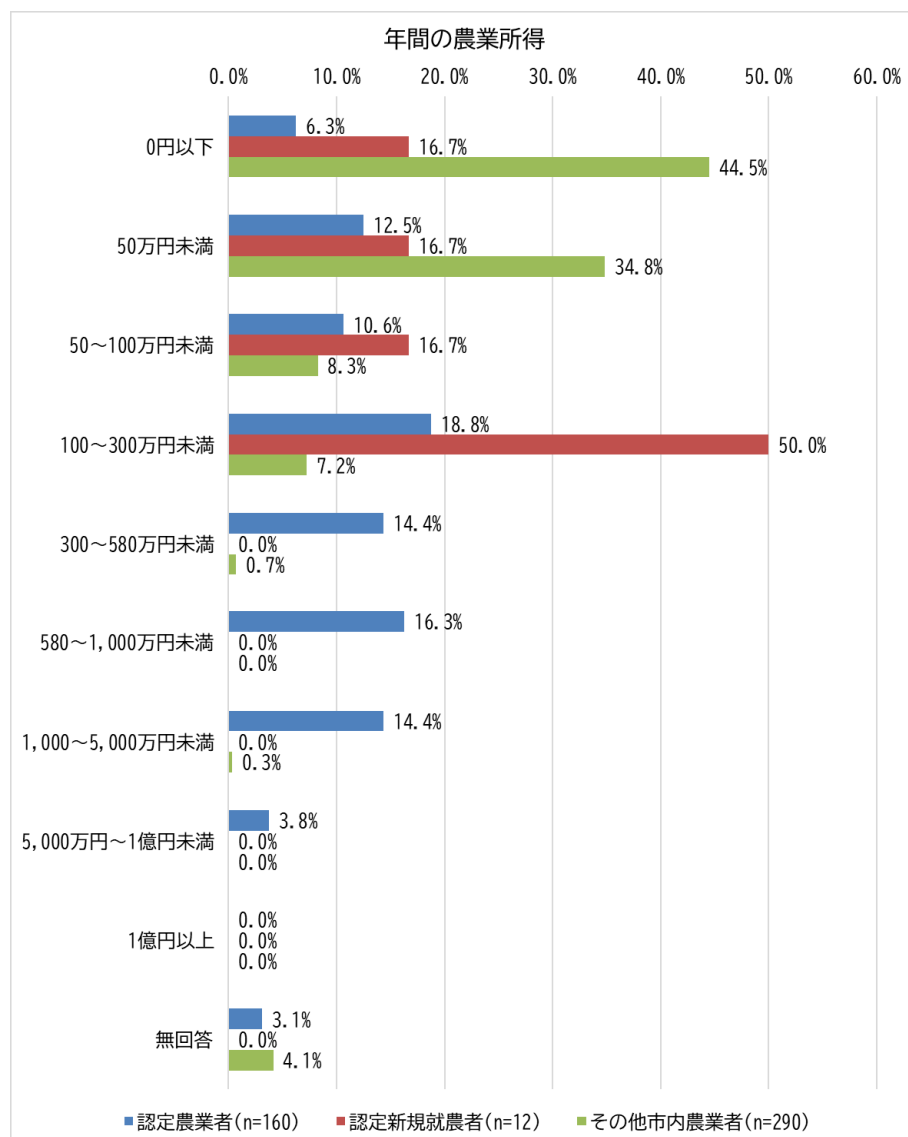
### ＜栽培作物＞（上位2つ）

認定農業者は、「水稻」が60.0%と最も多く、次いで、「野菜（露地）」が28.8%であった。認定新規就農者は、「野菜（露地）」が66.7%と最も多く、次いで、「野菜（施設）」が33.3%であった。その他市内農業者は、「水稻」が51.4%と最も多く、次いで、「野菜（露地）」が28.6%であった。



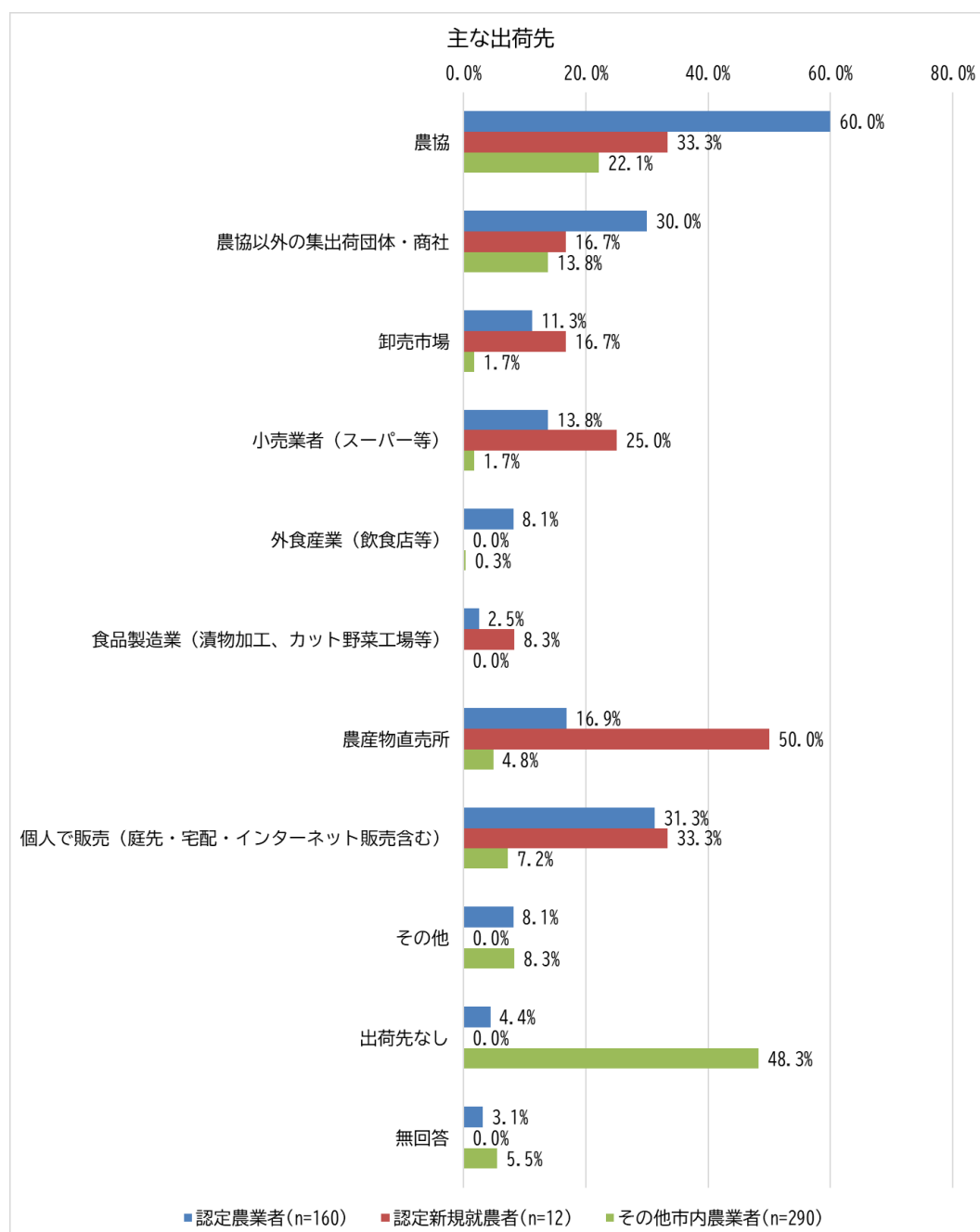
# <年間の農業所得>

認定農業者は、「100～300 万円未満」が 18.8%と最も多く、次いで、「580～1,000 万円未満」が 16.3%であった。認定新規就農者は、「100～300 万円未満」が 50.0%と最も多く、次いで、「0 円以下」、「50 万円未満」、「50～100 万円未満」が 16.7%であった。その他市内農業者は、「0 円以下」が 44.5%と最も多く、次いで、「50 万円未満」が 34.8%であった。



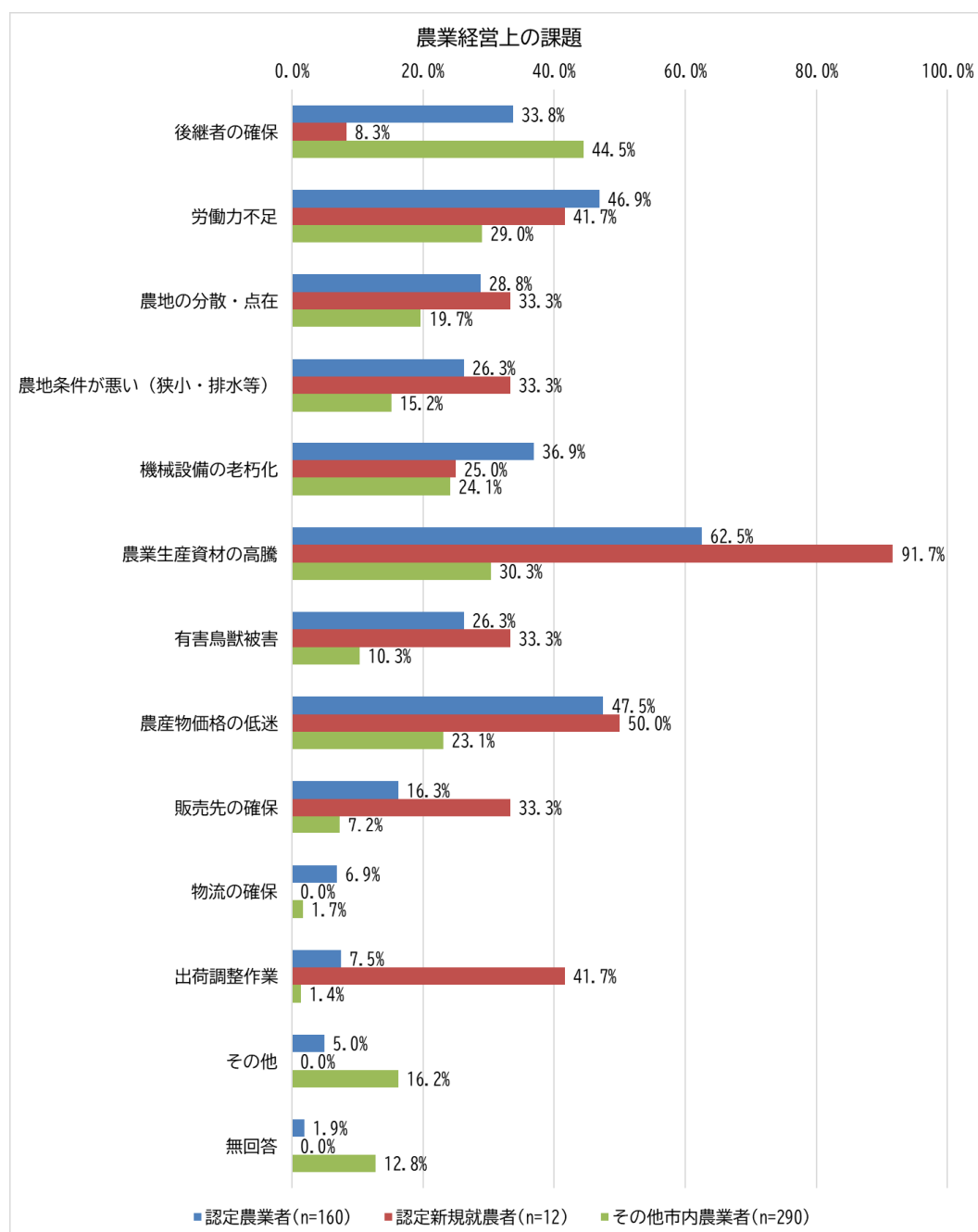
### ＜主な出荷先＞（上位3つ）

認定農業者は、「農協」が60.0%と最も多く、次いで、「個人で販売」が31.3%であった。認定新規就農者は、「農産物直売所」が50.0%と最も多く、次いで、「農協」、「個人で販売」が33.3%であった。その他市内農業者は、「出荷先なし」が48.3%と最も多く、次いで、「農協」が22.1%であった。



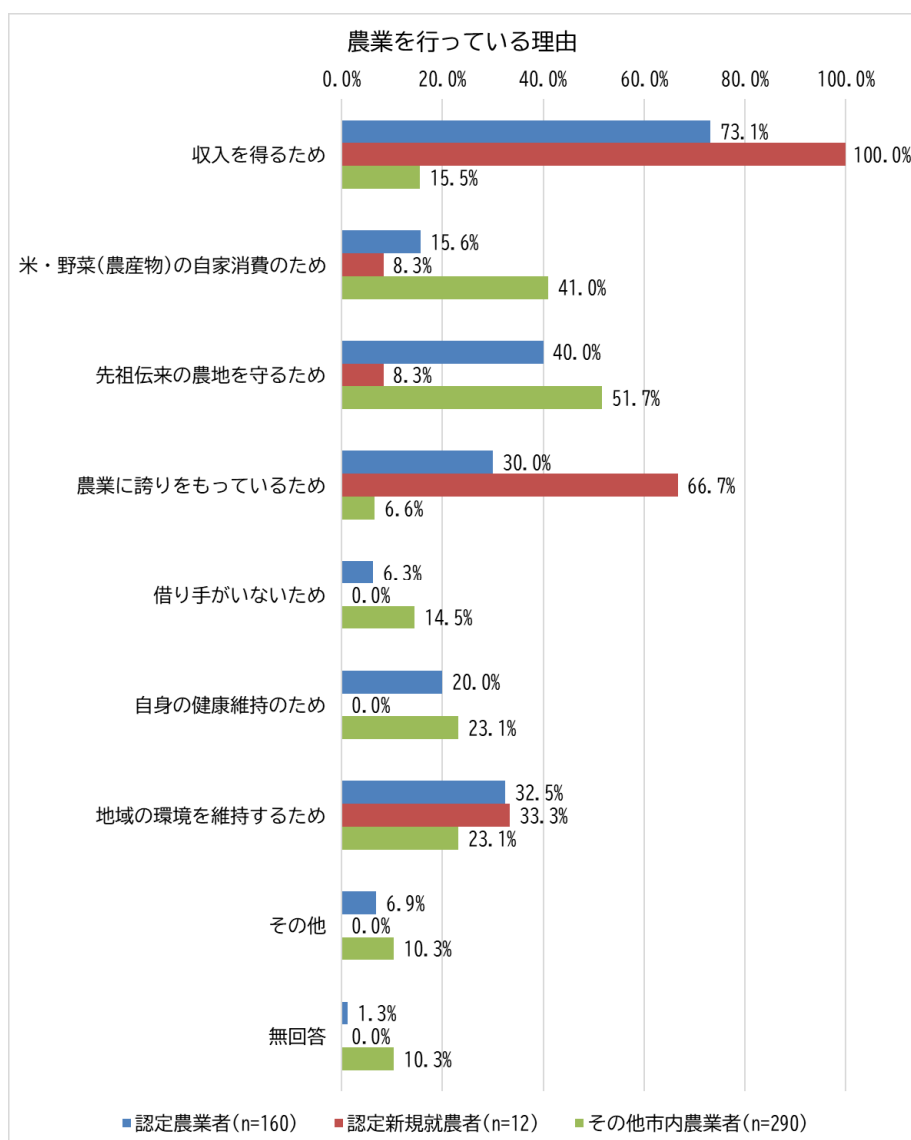
<農業経営上の課題>（あてはまるものすべて）

認定農業者は、「農業生産資材の高騰」が62.5%と最も多く、次いで、「農産物価格の低迷」が47.5%であった。認定新規就農者は、「農業生産資材の高騰」が91.7%と最も多く、次いで、「農産物価格の低迷」が50.0%であった。その他市内農業者は、「後継者の確保」が44.5%と最も多く、次いで、「農業生産資材の高騰」が30.3%であった。



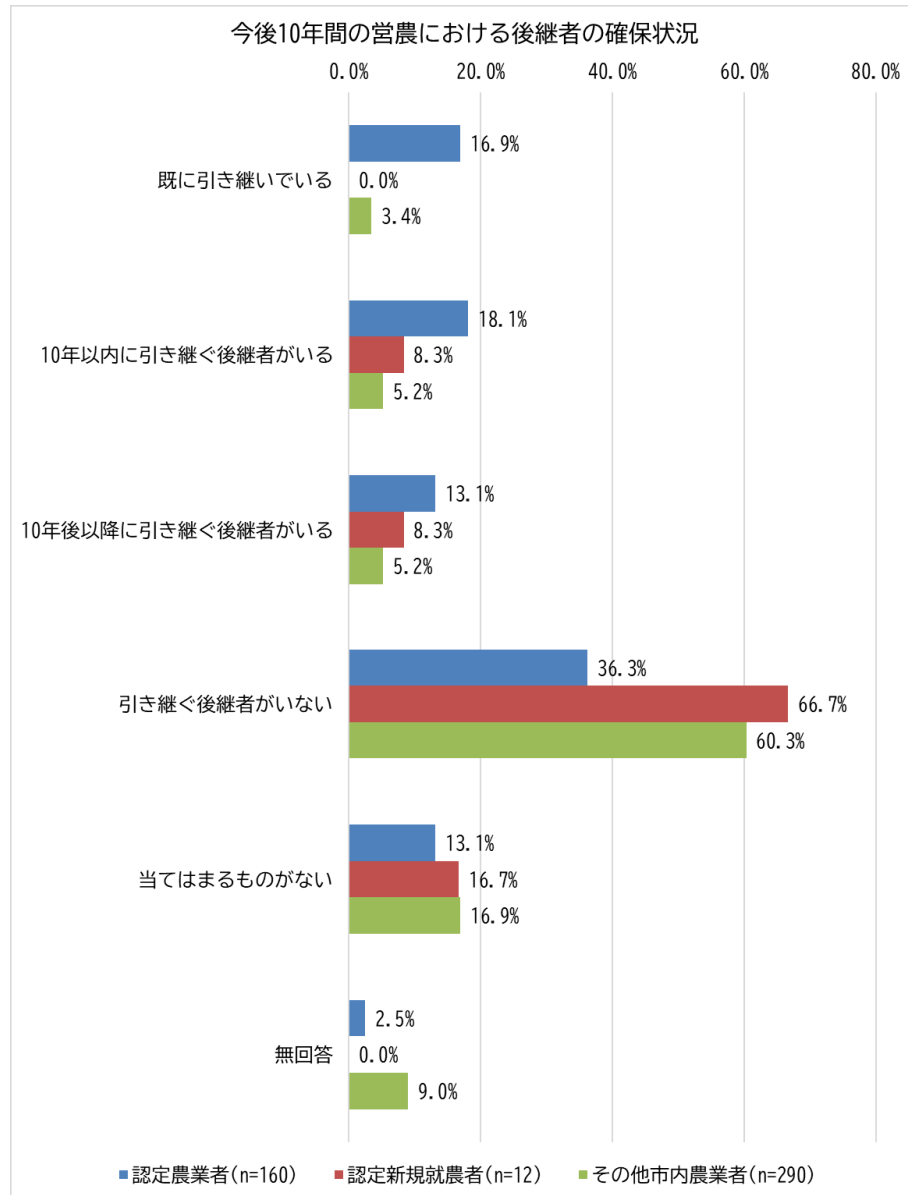
<農業を行っている理由>（あてはまるものすべて）

認定農業者は、「収入を得るため」が73.1%と最も多く、次いで、「先祖伝来の農地を守るため」が40.0%であった。認定新規就農者は、「収入を得るため」が100.0%と最も多く、次いで、「農業に誇りをもっているため」が66.7%であった。その他市内農業者は、「先祖伝来の農地を守るため」が51.7%と最も多く、次いで、「米・野菜の自家消費のため」が41.0%であった。



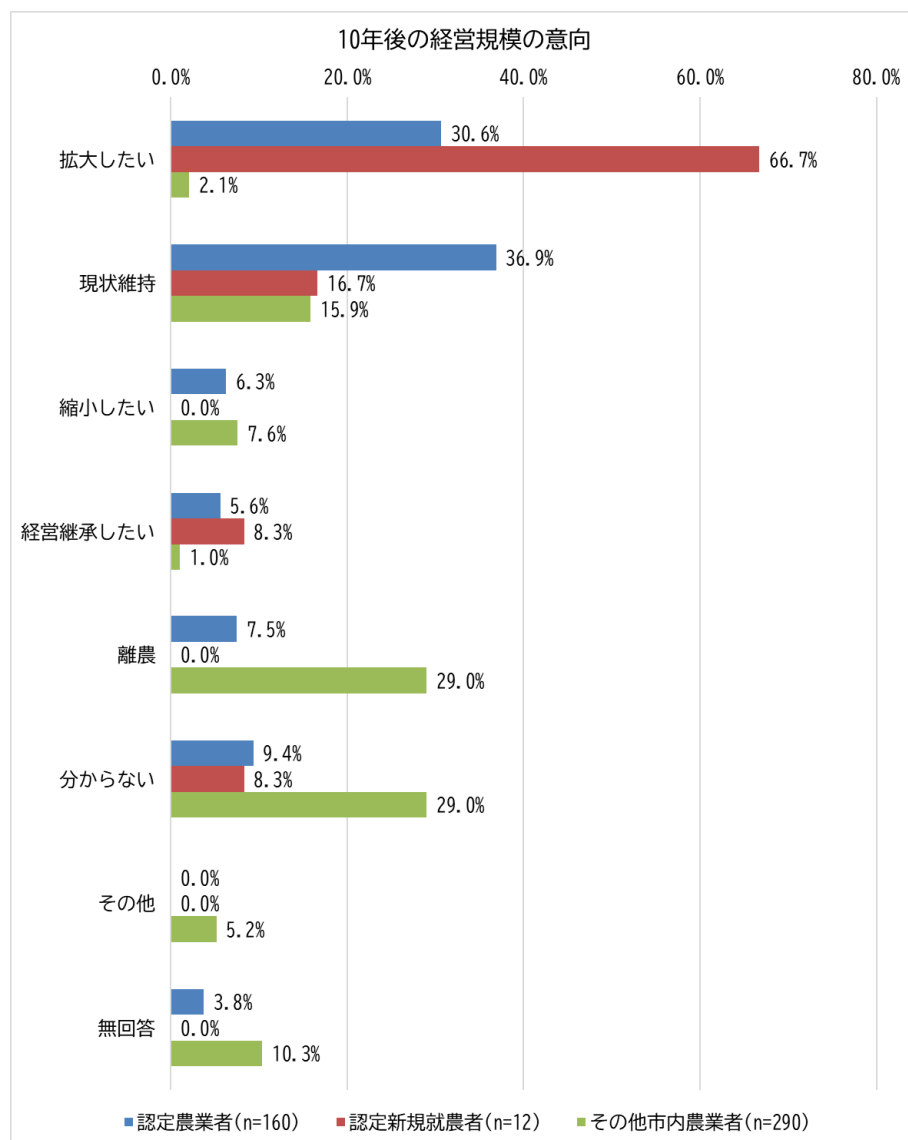
<今後 10 年間の営農における後継者の確保状況>

今後 10 年間に「引き継ぐ後継者がいない」と回答した人は、認定農業者 36.3%、認定新規就農者 66.7%、その他市内農業者 60.3%であった。



### <10年後の経営規模（農地面積）の意向>

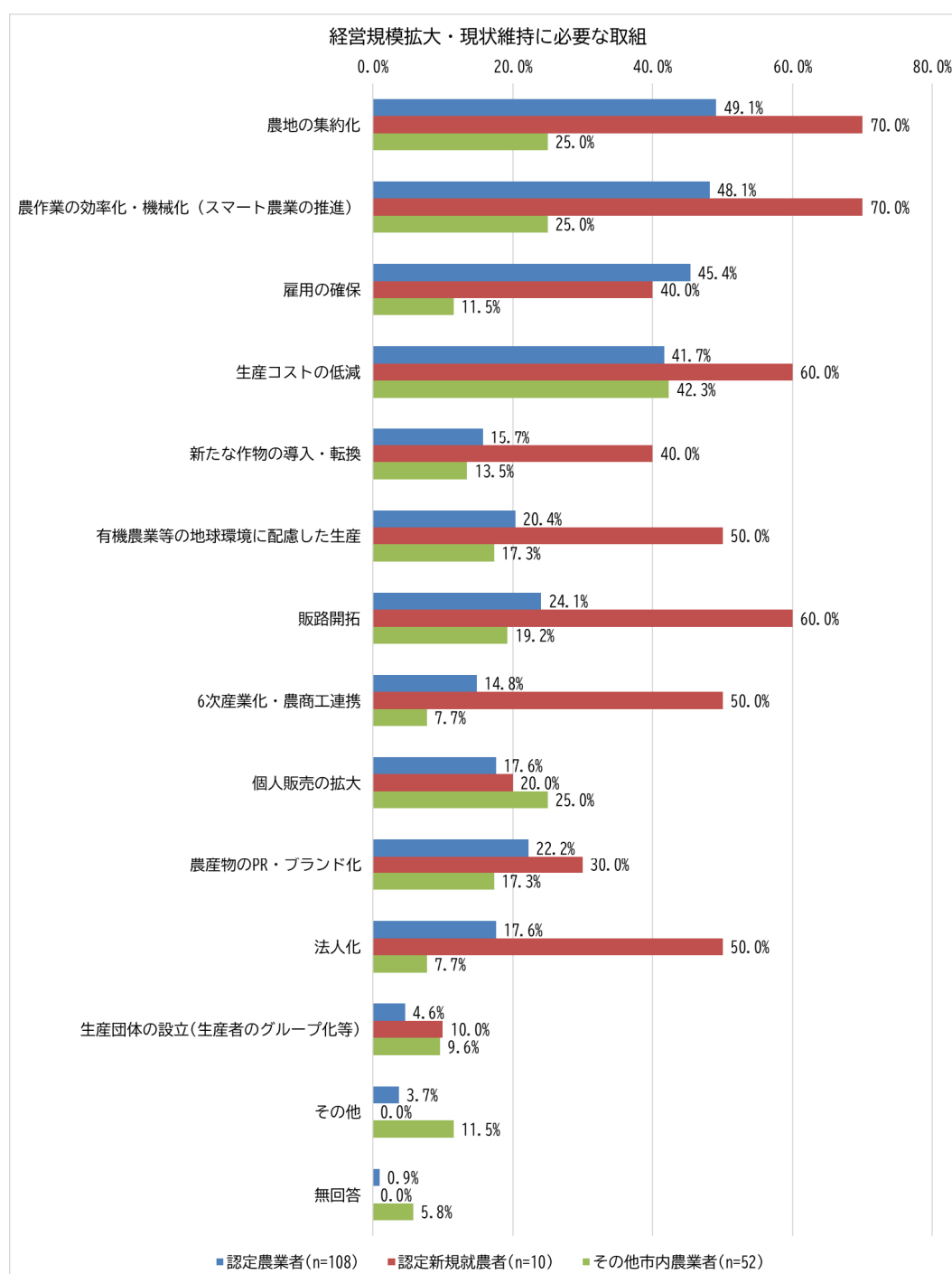
認定農業者は、「拡大したい」が30.6%、「現状維持」が36.9%であり計67.5%であった。認定新規就農者は、「拡大したい」が66.7%、「現状維持」が16.7%であり計83.4%であった。その他市内農業者は、「拡大したい」が2.1%、「現状維持」が15.9%であり計18.0%であった。その他市内農業者は、「縮小したい」が7.6%、「離農」が29.0%、「分からない」が29.0%となっている。



<経営規模拡大・現状維持に必要な取組>（あてはまるものすべて）

※10年後の経営規模（農地面積）の意向で「拡大したい」又は「現状維持」と回答した人への設問

認定農業者は、「農地の集約化」が49.1%と最も多く、次いで、「農作業の効率化・機械化」が48.1%であった。認定新規就農者は、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化」が70.0%と最も多く、次いで「生産コストの低減」、「販路開拓」が60.0%であった。その他市内農業者は、「生産コストの低減」が42.3%と最も多く、次いで、「農地の集約化」、「農作業の効率化・機械化」、「個人販売の拡大」が25.0%であった。

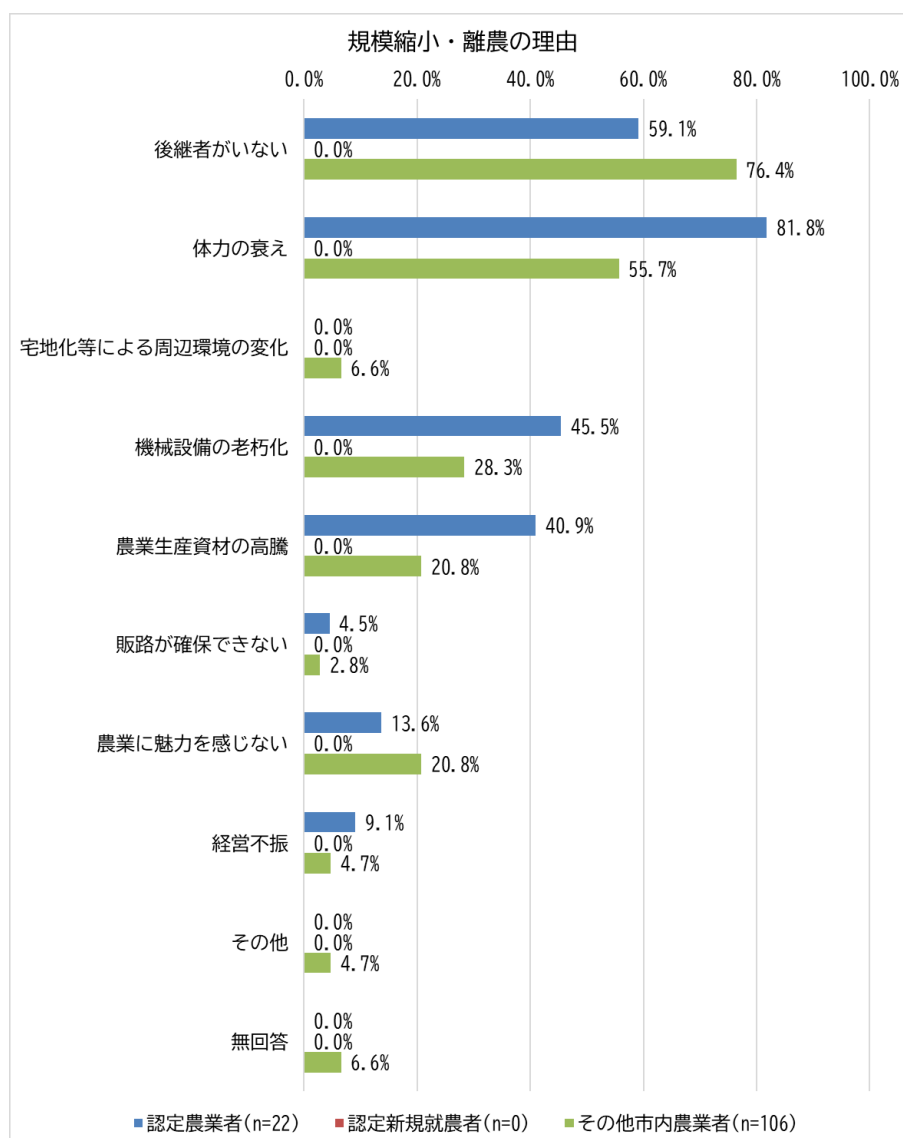




<規模縮小・離農の理由>（あてはまるものすべて）

※10年後の経営規模（農地面積）の意向で「縮小したい」又は「離農」と回答した人への設問

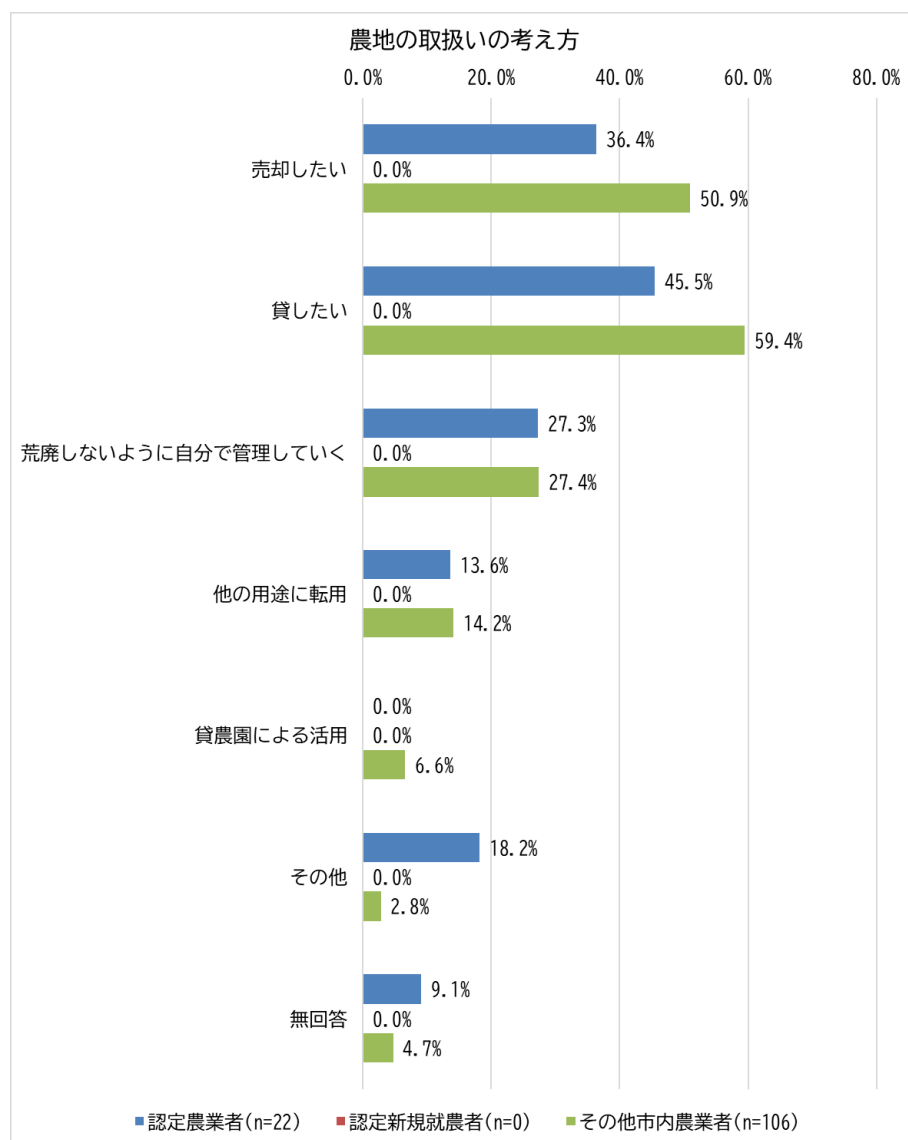
認定農業者は、「体力の衰え」が81.8%と最も多く、次いで、「後継者がいない」が59.1%であった。認定新規就農者に「規模縮小」、「離農」と回答した人はいなかった。その他市内農業者は、「後継者がいない」が76.4%と最も多く、次いで、「体力の衰え」が55.7%であった。



<農地の取扱いの考え方>（あてはまるものすべて）

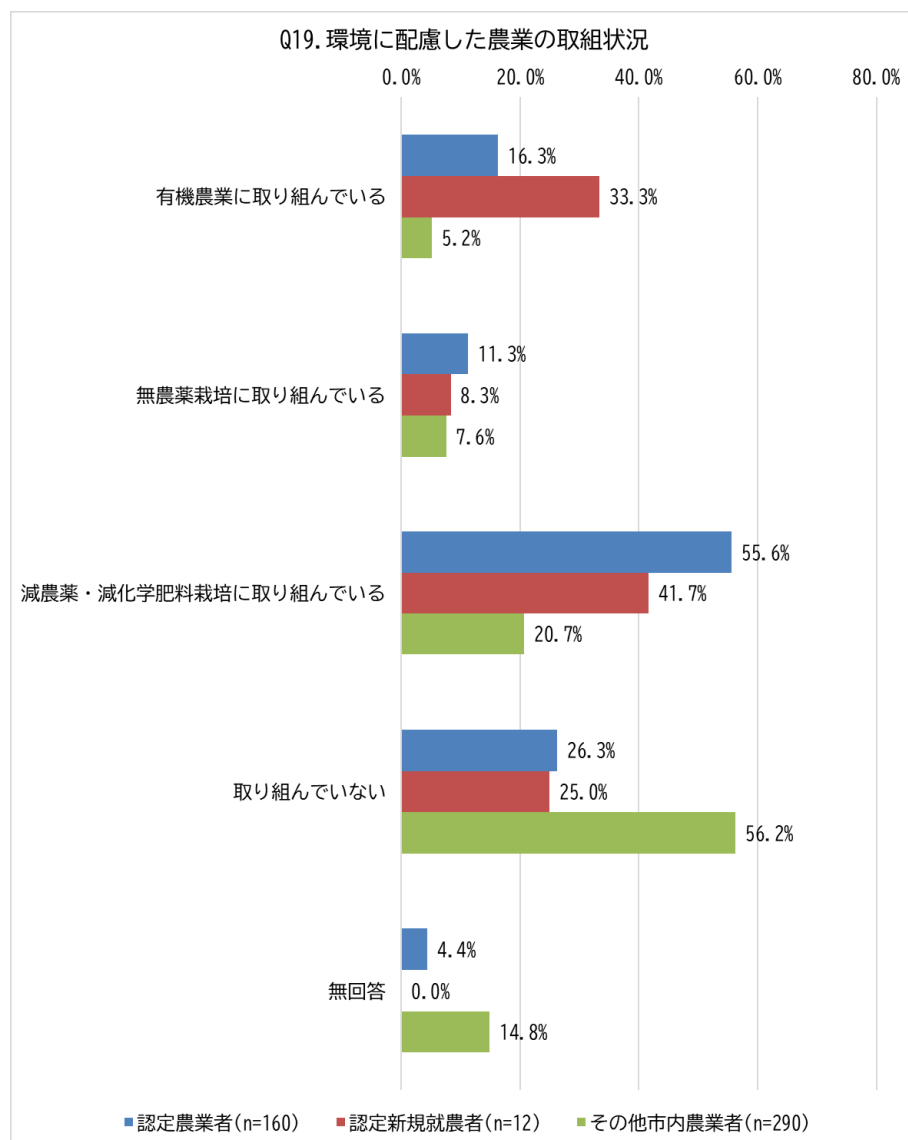
※10年後の経営規模（農地面積）の意向で「縮小したい」又は「離農」と回答した人への設問

認定農業者は、「貸したい」が45.5%と最も多く、次いで、「売却したい」が36.4%であった。認定新規就農者に「規模縮小」、「離農」と回答した人はいなかった。その他市内農業者は、「貸したい」が59.4%と最も高く、次いで、「売却したい」が50.9%であった。



<環境に配慮した農業の取組状況>

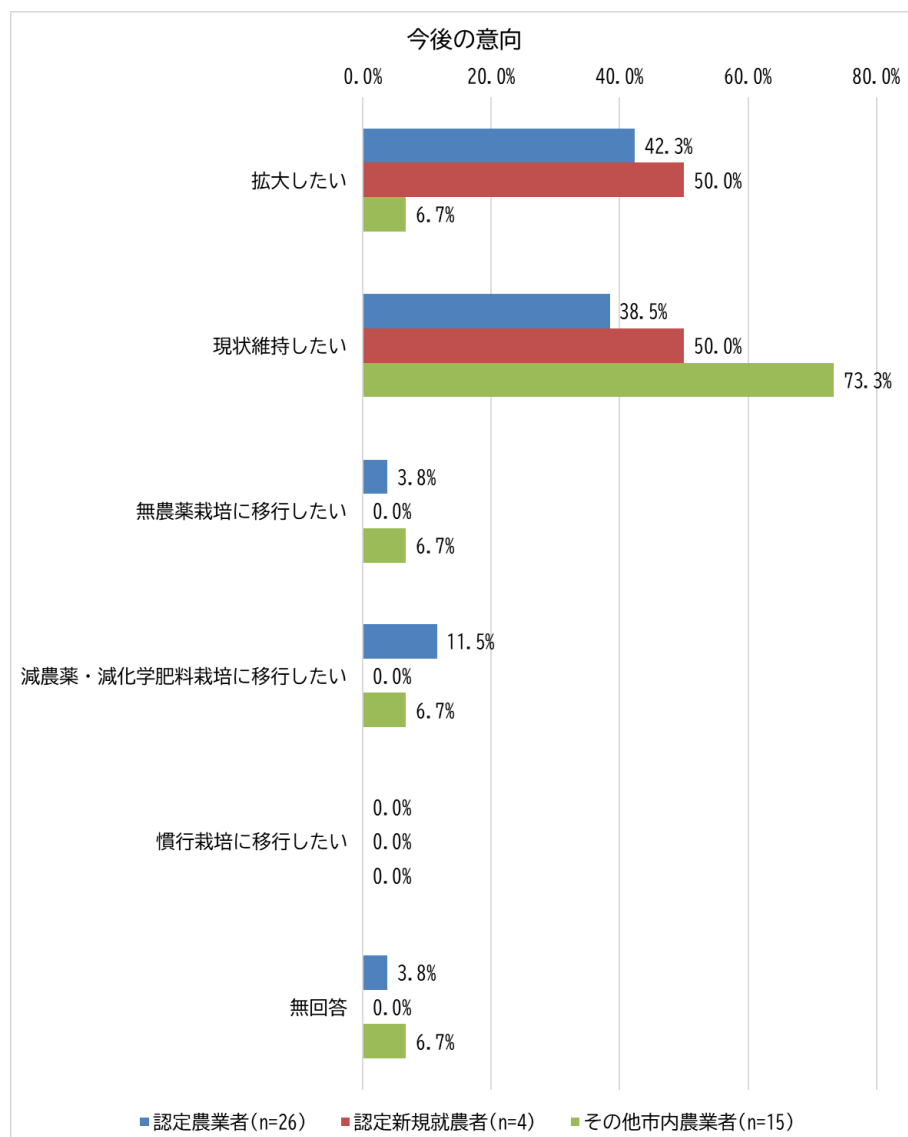
認定農業者は、「減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる」が55.6%と最も多く、次いで、「取り組んでいない」が26.3%であった。認定新規就農者は、「減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる」が41.7%と最も多く、次いで、「有機農業に取り組んでいる」が33.3%であった。その他市内農業者は、「取り組んでいない」が56.2%と最も多く、次いで、「減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる」が20.7%であった。



<有機農業に取り組んでいる人の今後の意向>

※環境に配慮した農業の取組状況で「有機農業に取り組んでいる」と回答した人への設問

認定農業者は、「現状維持したい」が38.5%、「拡大したい」が42.3%であった。認定新規就農者は、「現状維持したい」が50.0%、「拡大したい」が50.0%であった。その他市内農業者は、「現状維持したい」が73.3%、「拡大したい」が6.7%であった。

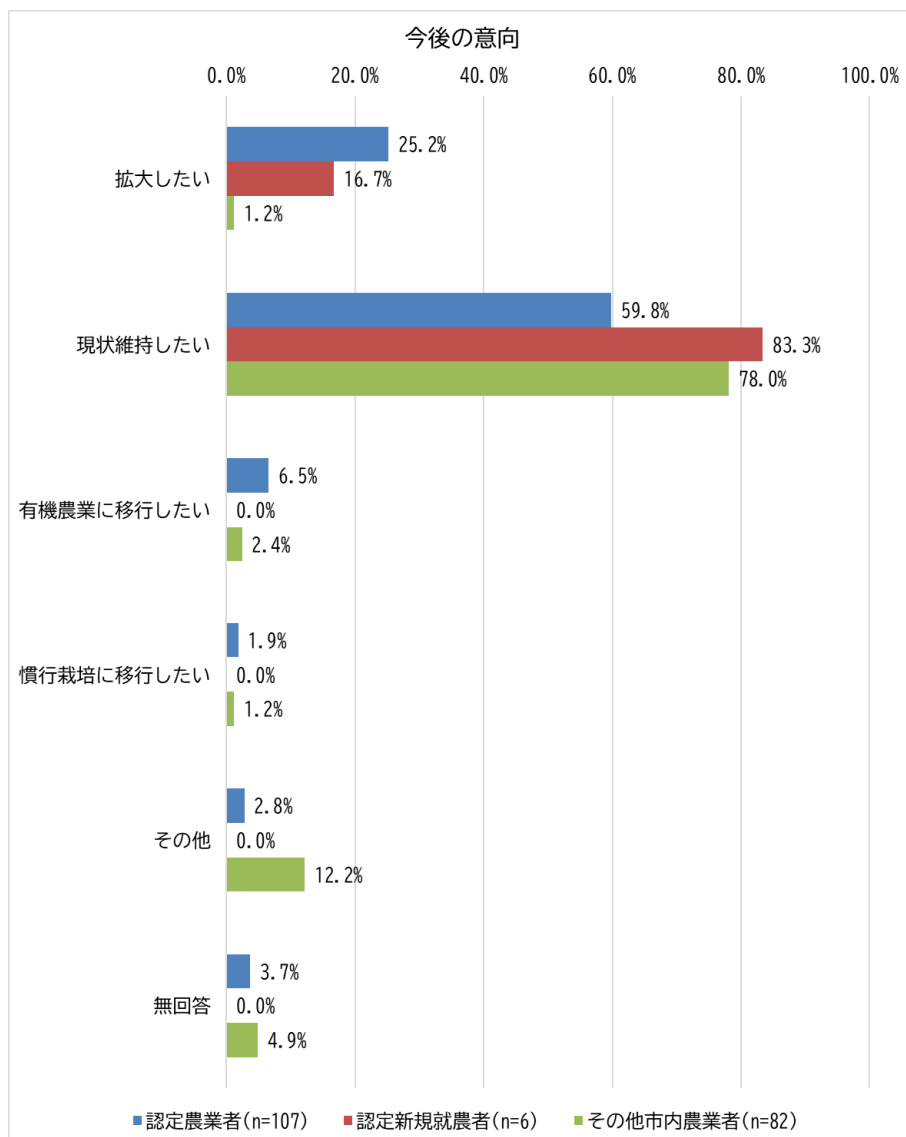


<無農薬栽培又は減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる人の今後の意向>

※環境に配慮した農業の取組状況で「無農薬栽培に取り組んでいる」又は

「減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる」と回答した人への設問

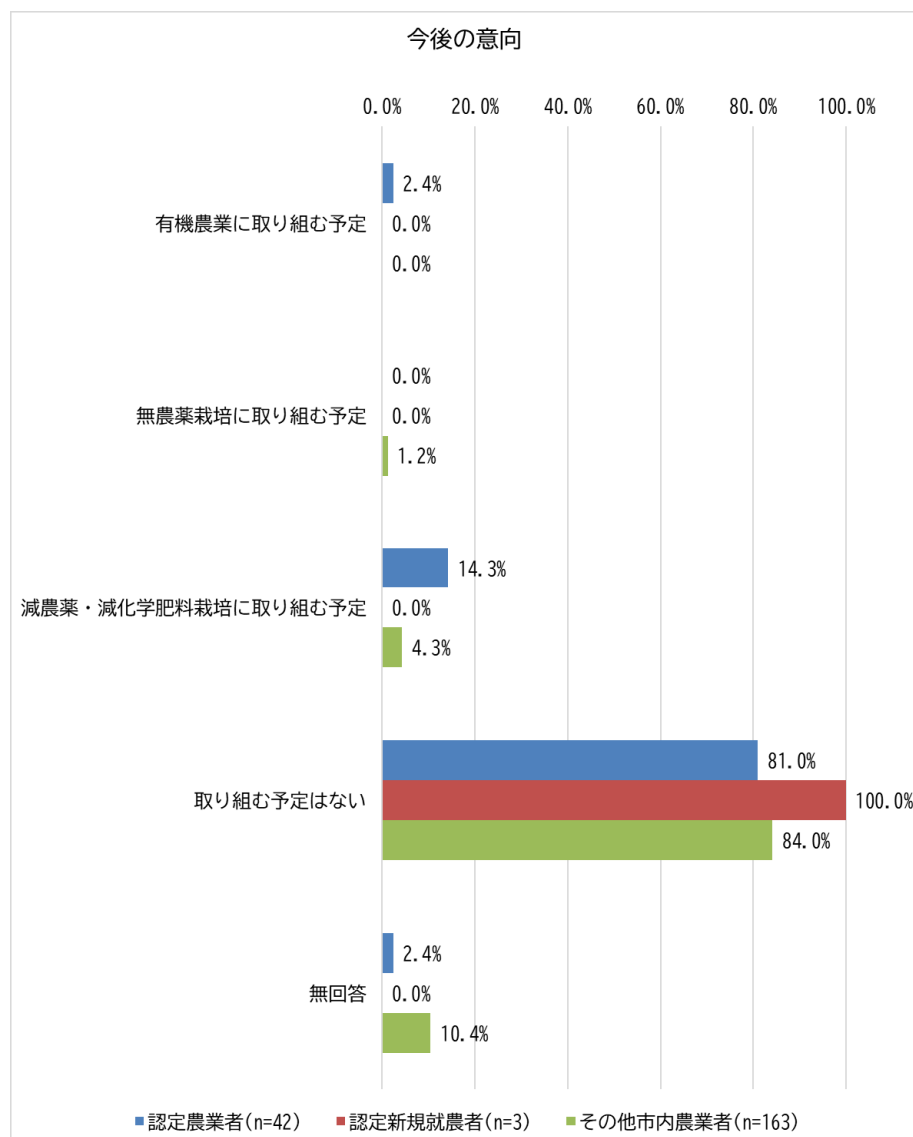
認定農業者は、「現状維持したい」が 59.8%、「拡大したい」が 25.2%であり、「有機農業へ移行したい」が 6.5%であった。認定新規就農者は、「現状維持したい」が 83.3%、「拡大したい」が 16.7%であった。その他市内農業者は、「現状維持したい」が 78.0%、「拡大したい」が 1.2%であった。



<環境に配慮した農業に取り組んでいない人の今後の意向>

※環境に配慮した農業の取組状況で「取り組んでいない」と回答した人への設問

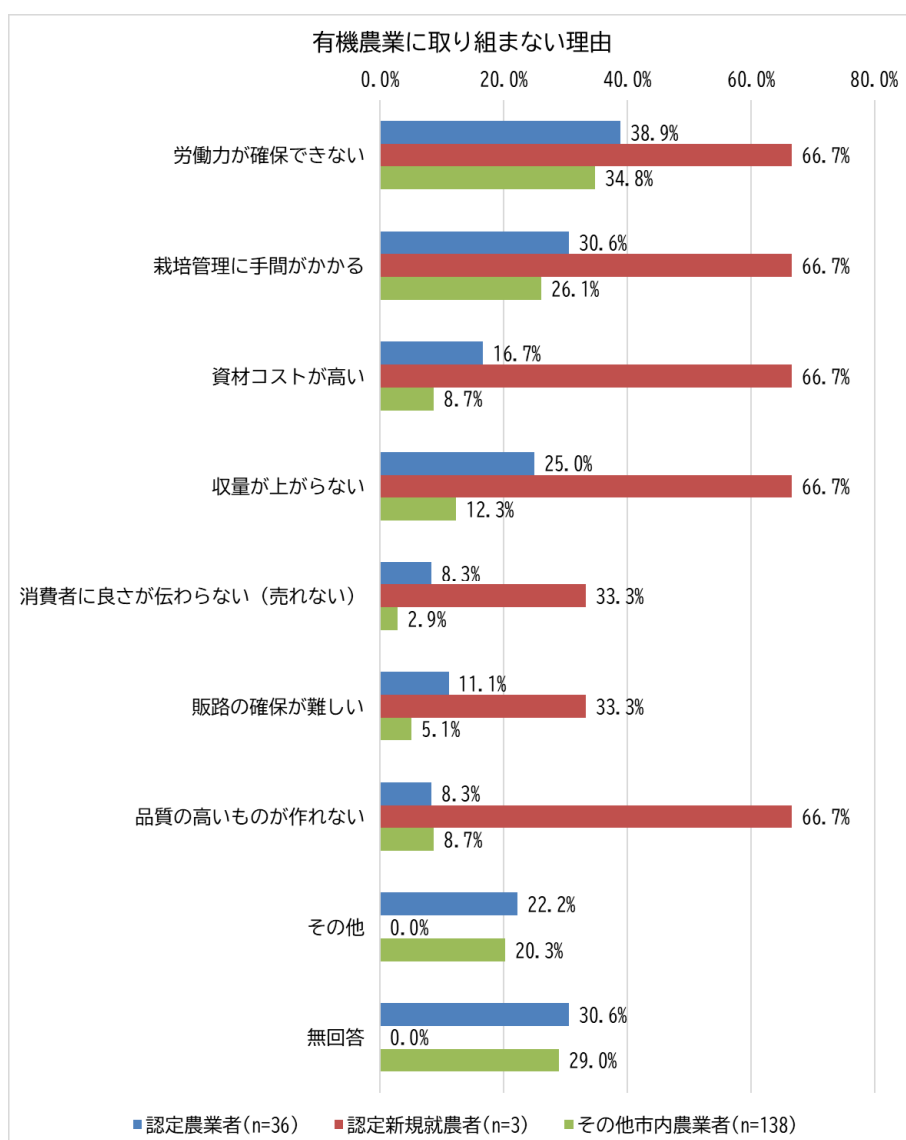
「取り組む予定はない」が、認定農業者 81.0%、認定新規就農者 100.0%、その他市内農業者 84.0%であった。「減農薬・減化学肥料栽培に取り組む予定」が、認定農業者 14.3%、その他市内農業者 4.3%であった。



<有機農業等に取り組まない理由>（あてはまるものすべて）

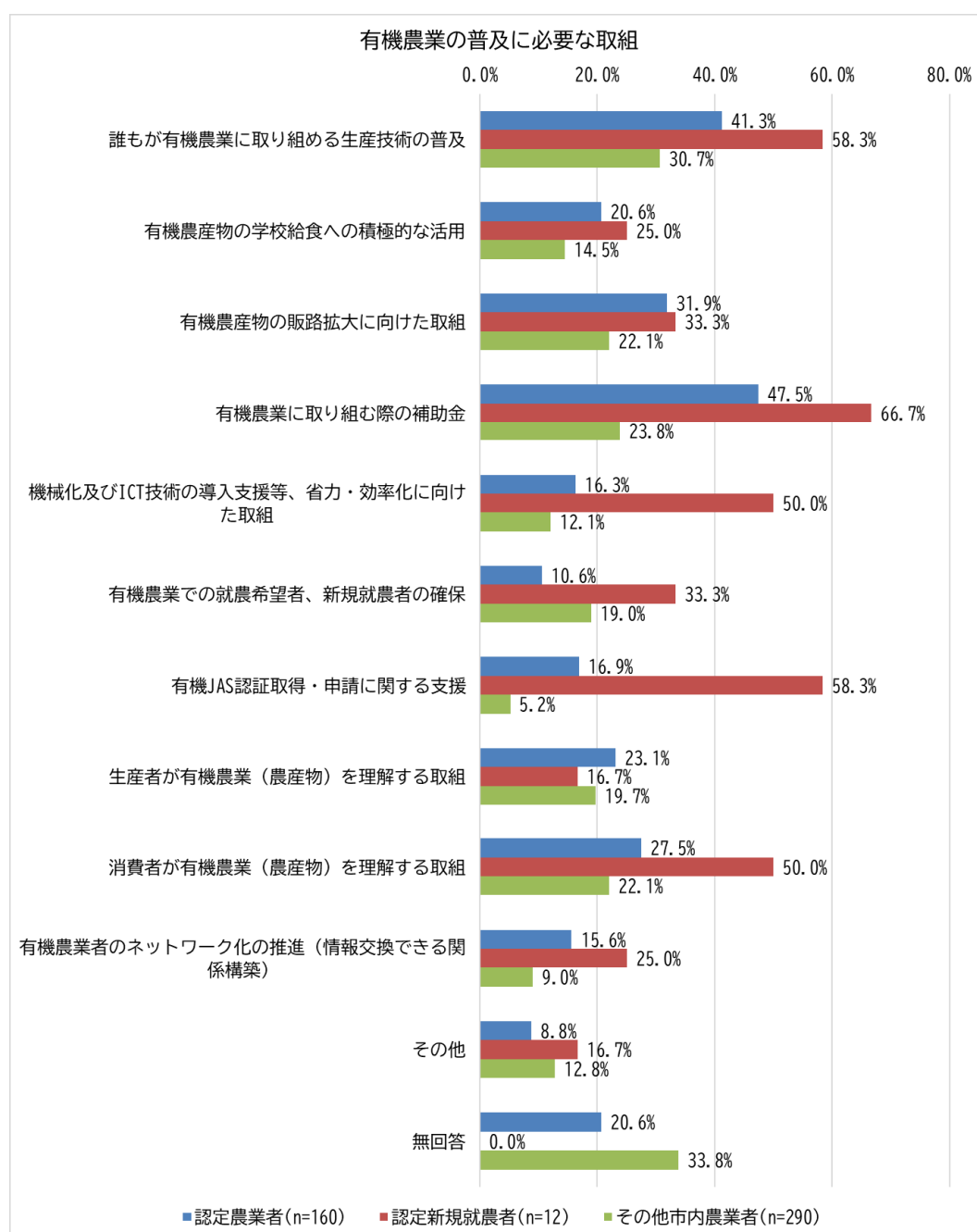
※環境に配慮した農業（有機農業、無農薬栽培、減農薬・減化学肥料栽培）に取り組んでいる人で今後の意向として「慣行栽培に移行したい」と回答した人又は環境に配慮した農業に取り組んでいない人で今後の意向として「取り組む予定はない」と回答した人への設問

認定農業者は、「労働力が確保できない」が38.9%と最も多く、次いで、「栽培管理に手間がかかる」が30.6%であった。認定新規就農者は、「労働力が確保できない」、「栽培管理に手間がかかる」、「資材コストが高い」、「収量が上がらない」、「品質の高いものが作れない」が66.7%であった。その他市内農業者は、「労働力が確保できない」が34.8%と最も多く、次いで、「栽培管理に手間がかかる」が26.1%であった。



＜有機農業の普及に必要な取組＞（あてはまるものすべて）

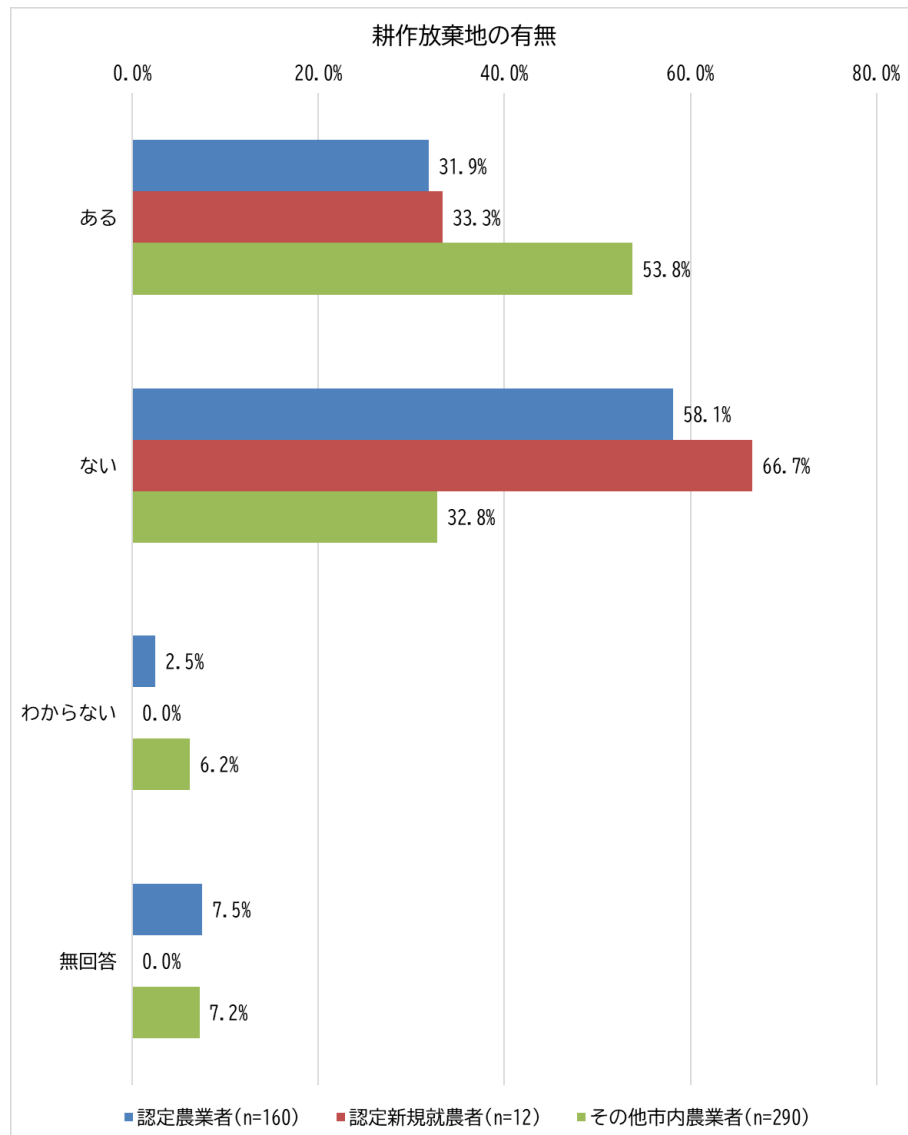
認定農業者は、「有機農業に取り組む際の補助金」が47.5%と最も多く、次いで、「誰もが有機農業に取り組める生産技術の普及」が41.3%であった。認定新規就農者は、「有機農業に取り組む際の補助金」が66.7%と最も多く、次いで、「誰もが有機農業に取り組める生産技術の普及」、「有機JAS認証取得・申請に関する支援」が58.3%であった。その他市内農業者は、「誰もが有機農業に取り組める生産技術の普及」が30.7%と最も多く、次いで、「有機農業に取り組む際の補助金」が23.8%であった。





<耕作放棄地の有無>

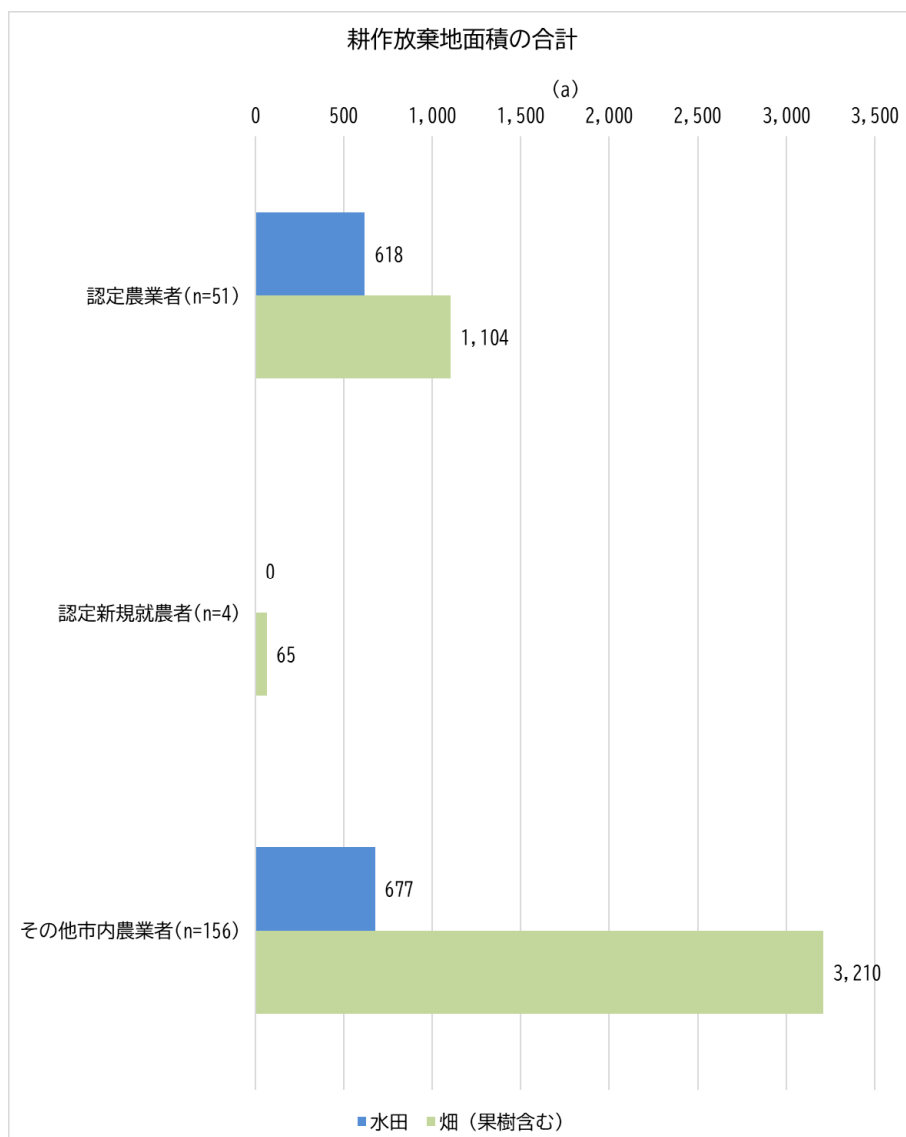
耕作放棄地が「ある」と回答した人は、認定農業者 31.9%、認定新規就農者 33.3%、その他市内農業者 53.8%であった。



### <耕作放棄地面積の合計>

※耕作放棄地の有無で「ある」と回答した人への設問

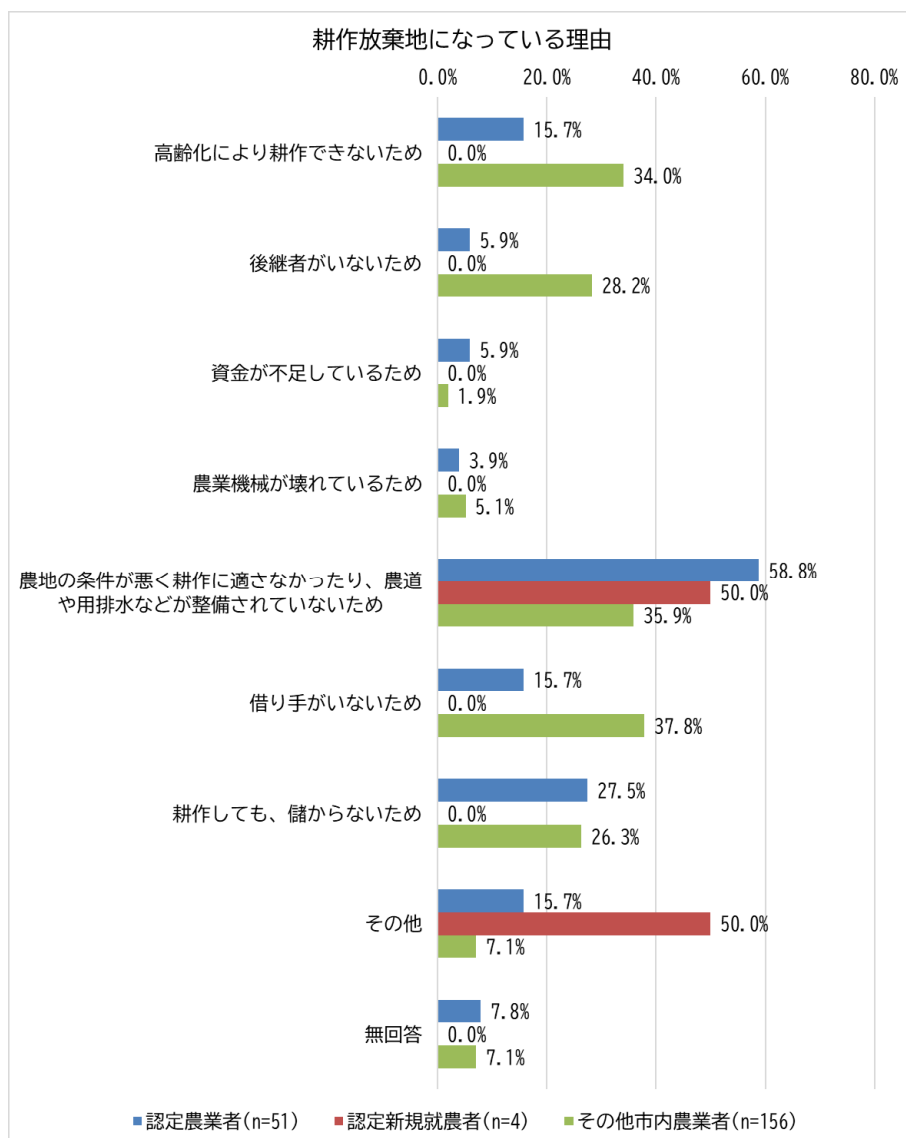
耕作放棄地があると回答した人の耕作放棄地面積の合計は、水田が認定農業者 618a、その他市内農業者 677a 計 1,295a であった。また、畑（果樹含む）は、認定農業者 1,104a、認定新規就農者 65a、その他市内農業者 3,210a 計 4,379a であった。



<耕作放棄地になっている理由>（上位3つ）

※耕作放棄地の有無で「ある」と回答した人への設問

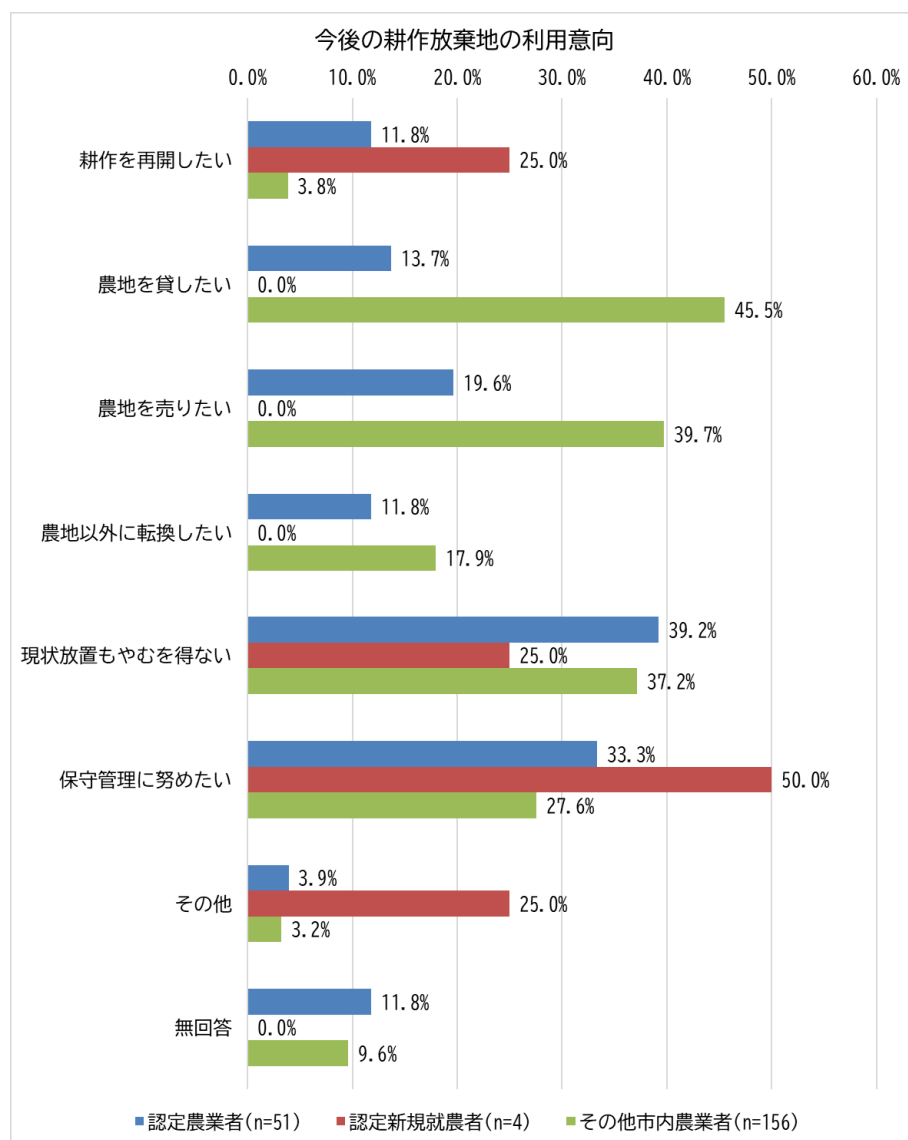
「農地の条件が悪く耕作に適さなかったり、農道や用排水などが整備されていないため」が、認定農業者 58.8%、認定新規就農者 50.0%、その他市内農業者 35.9%と最も多かった。その他市内農業者については、「借り手がいないため」が 37.8%であった。



<今後の耕作放棄地の利用意向>（上位3つ）

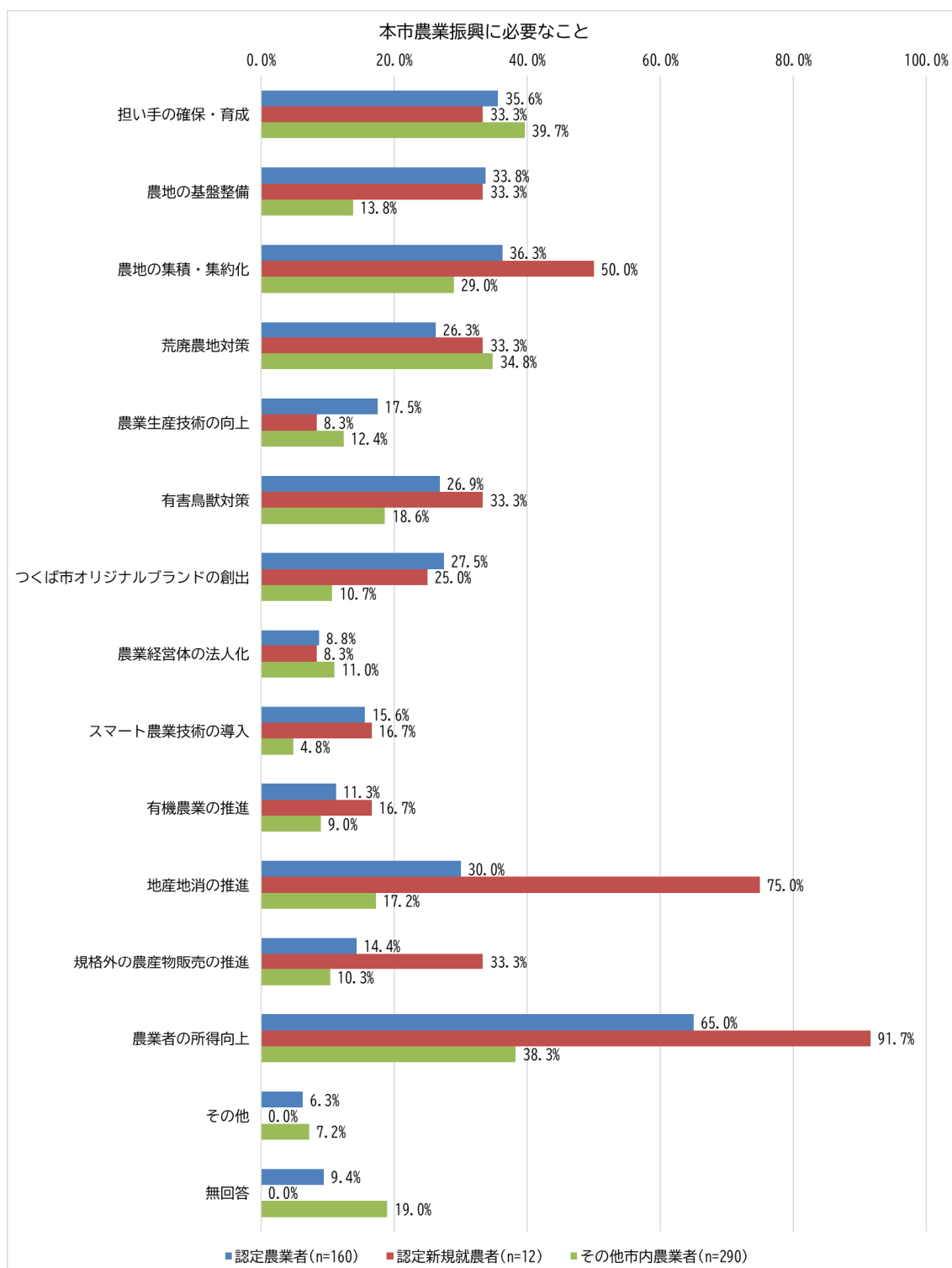
※耕作放棄地の有無で「ある」と回答した人への設問

認定農業者は、「現状放置もやむを得ない」が39.2%と最も多く、次いで、「保守管理に努めたい」が33.3%であった。認定新規就農者は、「保守管理に努めたい」が50.0%と最も多く、次いで、「耕作を再開したい」、「現状放置もやむを得ない」が25.0%であった。その他市内農業者は、「農地を貸したい」が45.5%と最も多く、次いで、「農地を売りたい」が39.7%であった。



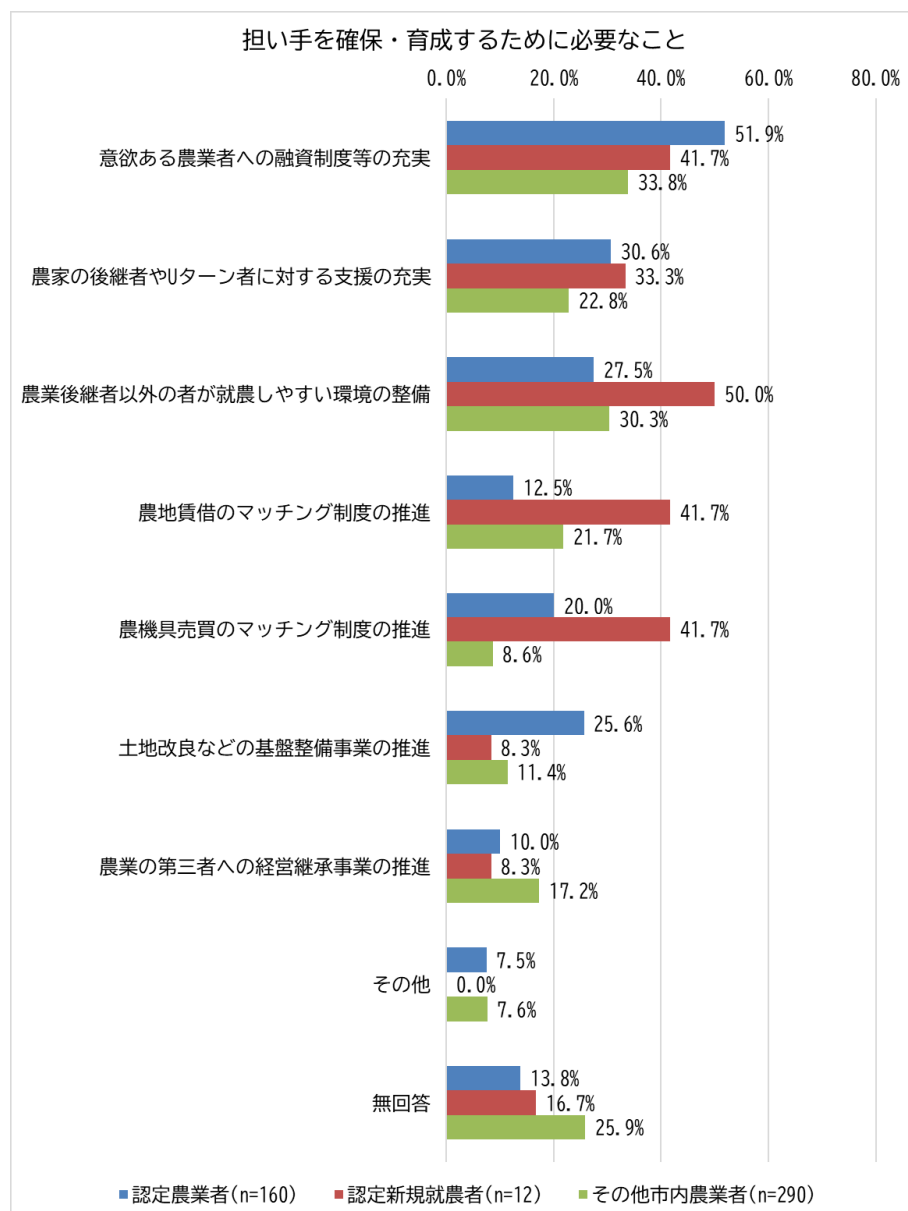
<本市農業振興に必要なこと>（あてはまるものすべて）

認定農業者は、「農業者の所得向上」が65.0%と最も多く、次いで、「農地の集積・集約化」が36.3%、「担い手の確保・育成」が35.6%であった。認定新規就農者は、「農業者の所得向上」が91.7%と最も多く、次いで、「地産地消の推進」が75.0%であった。その他市内農業者は、「担い手の確保・育成」が39.7%と最も多く、次いで、「農業者の所得向上」が38.3%であった。



<担い手を確保・育成するために必要なこと>（上位3つ）

認定農業者は、「意欲ある農業者への融資制度等の充実」が51.9%と最も多く、次いで、「農家の後継者やリターン者に対する支援の充実」が30.6%であった。認定新規就農者は、「農業後継者以外の者が就農しやすい環境の整備」が50.0%と最も多く、次いで、「意欲ある農業者への融資制度等の充実」、「農地賃借のマッチング制度の推進」、「農機具売買のマッチング制度の推進」が41.7%であった。



## 5. 用語解説

| 用語                          | 解説                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【ア行】<br>SDGs<br>(持続可能な開発目標) | SDGs は Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030 年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な 17 の目標を設定している。つくば市では、2018 年 9 月に「つくば市 SDGs 未来都市計画」を策定し、様々な取組を進めている。 |
| 【カ行】<br>カバークロップ             | 土壌浸食を防ぎ、土壌改良に役立つ作物で、主作物の休閑期や栽培時に畑の空いているスペースに栽培される作物。つくば市では、被覆植物（ハゼリソウ・ヘアリーベッチ）の種子を配布している。                                                                                                                    |
| 環境に配慮した農業                   | 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。                                                                                                                                |
| 慣行栽培                        | 茨城県慣行基準に基づく節減対象農薬の使用成分回数、化学肥料の使用量で栽培する栽培方法で、普通・一般的に行われる栽培方法。                                                                                                                                                 |
| GAP<br>(農業生産工程管理)           | GAP (農業生産工程管理) は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいい、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組をいう。                                                                                          |
| 経営耕地面積                      | 農林業経営体が経営している耕地（田、畑及び樹園地）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。                                                                                                           |
| 減農薬・減化学肥料栽培                 | 茨城県慣行栽培基準と比較して、節減対象農薬の使用成分回数、化学肥料の使用量を削減した栽培方法です。節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下、で栽培された農産物である特別栽培農産物も含む。                                                                                                |
| 耕作放棄地                       | 農林水産省が 5 年に 1 度実施する統計調査（農林業センサス）で定義されている統計上の用語。農地法では「遊休農地」と定義されている。用語の意味は「遊休農地」の用語解説を参照。                                                                                                                     |
| 【サ行】<br>自給的農家               | 経営耕地面積が 30 a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家。（農林業センサスによる定義）                                                                                                                                                        |
| 主業経営体                       | 農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体。                                                                                                                                  |
| 準主業経営体                      | 農外所得が主（世帯所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体。                                                                                                                                  |

| 用語              | 解説                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スマート農業          | ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や精密化、高品質生産の実現を推進する新たな農業の取組。スマート農業を推進することにより、農作業における省力・軽労化を更に進めるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承などが期待される。                                                                  |
| 【タ行】<br>多面的機能   | 農業・農村の有する多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のこと。                                                                         |
| 地域計画            | 農業経営基盤強化促進法等の改正法に基づき、市街化区域等を除いた農業振興地域を対象に、地域の農業を持続させていくための方針と農地ひと筆ごとの10年後の耕作者を示した地図である目標地図を添付した将来の農地の利用計画をいう。                                                                              |
| 地産地消            | 地域で生産された農林産物（食用に供されるものに限る。）を、生産された地域内において消費する取組のこと。農産物直売所やマルシェ等を活用した直売の取組、学校給食における取組の促進、食育の推進などがある。この取組を進めていくため2010年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が成立した。 |
| 地産地消認証店         | つくば市に認定されたつくば市産の食材（農産物または農産加工品等）を提供している店舗のこと。認定された店舗は、「Farm to Table つくば ーつくばの食の魅力ー」や農業政策課 SNS、いばらき最大級の地域情報サイト「いばナビ」への掲載等によりPRしている。                                                        |
| つくばワイン・フルーツ酒特区  | つくば市が、「特産酒類の製造事業」として、茨城県内で初めて国の構造改革特別区域計画の認定を受けたもの（2017年12月26日付）。市内全域でワインや特産果実酒の製造免許の申請において、酒税法の酒類の最低製造数量基準が緩和される。（ワインの場合、年間6kℓから2kℓに、リキュールは6kℓから1kℓに引き下げられる。）                             |
| 特別栽培            | その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培すること。                                                                                       |
| ドリフト（農薬飛散）      | 農薬散布時に散布対象の作物以外に農薬が飛散すること。                                                                                                                                                                 |
| 【ナ行】<br>認定新規就農者 | 農業経営基盤強化促進法に基づき、就農希望者（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む）が「青年等就農計画」を作成し、市の認定を受けた者。認定を受けると金融措置などの支援や国等の施策を活用することができる。                                                                                     |



| 用語          | 解説                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定農業者       | 農業経営基盤強化促進法に基づき、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市からその計画の認定を受けた農業者のこと。<br>つくば市では、農業経営の目標を、主たる農業従事者1人当たり年間農業所得580万円、年間労働時間2,000時間としている。                                                     |
| 農業経営体       | 農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、①経営耕地面積が30a以上、②農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等）、③農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者。（農林業センサスによる定義）                                                                                 |
| 農業算出額       | 農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格（出荷時価格）を乗じて得た額を合計したものである。農林水産省では、2006年産までは市町村別の調査を行ってきたが、2007年産以降は市町村別の調査は行ってなかった。2014年産以降は、農林水産省が推計した都道府県別農業産出額を、農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分し、市町村別農業産出額（推計）を作成している。 |
| 農業次世代人材投資事業 | 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金を交付する事業をいう。                                                                                                                                                                 |
| 農業振興地域整備計画  | 優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画のこと。この計画の中で、将来にわたって農業のために利用していくべき土地を「農用地区域」として定めている。                                                                                                                          |
| 農産物オーナー制    | 消費者が農産物のオーナーになり、年間料金を支払って、種まき（苗植え）・除草・収穫作業や飼育・農産加工品づくりといった作業に1年を通して関わり、成長・収穫の喜びや農業の楽しさ、生産者との交流を楽しむ仕組み。                                                                                                                                |
| 農地集積・集約     | 農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。                                                                                                                          |
| 農地中間管理機構    | 農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的に、各都道府県に1つに限って都道府県知事が指定する一般社団法人又は一般財団法人で、その議決権又は基本財産の過半を地方公共団体が有している法人。農用地を貸し付けたい農家（出し手）から、地域農業の担い手（受け手）へ農用地の集積・集約化を進めるため、農用地の中間的受け皿となる組織である。                                                       |

| 用語                   | 解説                                                                                                                                                              |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農地中間管理事業             | 「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進め、担い手への農地集積・集約化を推進するため、「農地中間管理機構」（都道府県ごとに設置）が農地所有者と担い手との間を介在し、農地の借受・貸付を促進する事業。                                     |
| 農地利用最適化推進委員          | 市町村の非常勤の特別職公務員で、農業委員と力を合わせて、担当区域の担い手への農地集積や、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの活動を行う。                                                                                       |
| 農福連携                 | 障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。                                |
| 農林業センサス              | 我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計のこと。農林業を営んでいるすべての個人や法人を対象に5年ごとに行われる全国調査。                                 |
| 【八行】<br>販売農家         | 経営耕地面積 30 a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。（農林業センサスによる定義）                                                                                                           |
| 副業経営体                | 調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体。                                                                                                              |
| 【マ行】<br>みどりの食料システム戦略 | 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するために、農林水産省が策定したもの。                                                                                                             |
| 無農薬栽培                | 栽培期間中に化学的に合成された農薬を使用しない栽培方法。                                                                                                                                    |
| 【ヤ行】<br>有機 JAS 認証制度  | 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)」に基づく有機食品の認証制度のこと。有機農産物や有機加工食品などの生産方法についての基準を定め、この基準を満たすものだけを「有機」と表示できるようにしたもので、農林水産省の登録認定機関が認証する。認証された有機食品には、有機 JAS マークが付けられる。 |
| 有機農業                 | 2006 年 12 月に制定された「有機農業の推進に関する法律」第 2 条において、有機農業は「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義している。        |
| 遊休農地                 | 「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」並びに「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」をいう。                                                                     |

## 第3次つくば市農業基本計画

編集・発行 つくば市 経済部 農業政策課

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL：029-883-1111（代表）